



日 猟 会 報

NEWSLETTER Vol.51

2025.9

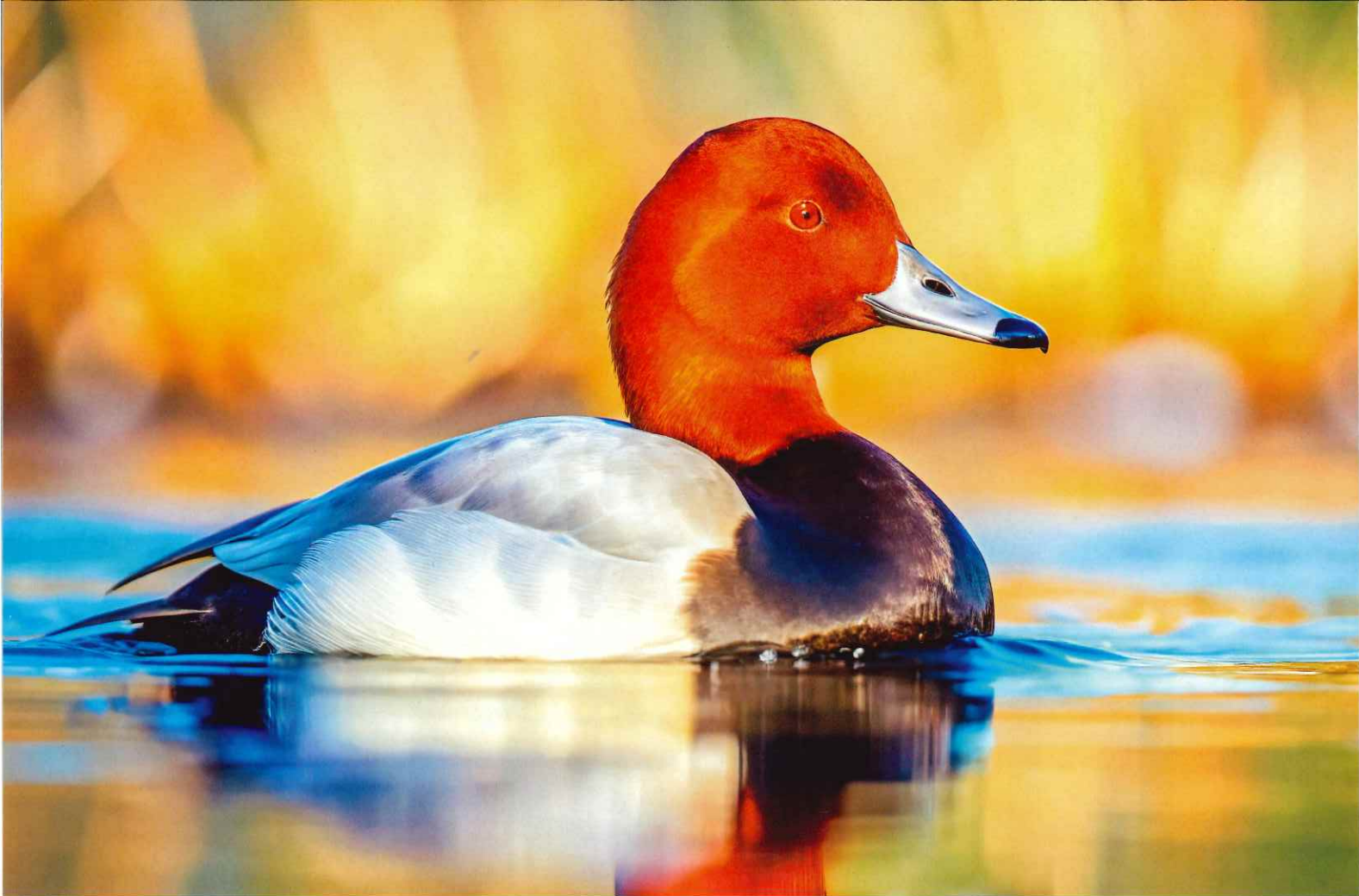
特集1 広域捕獲選抜部隊構築の手引きについて

特集2 緊急銃猟制度のあらましとハンターの役割

特集3 野生イノシシにおける豚熱の現状と今後



一般社団法人
大日本猟友会



(ホシハジロ)

日猟会報

第 51 号 令和7年9月

目 次

会長挨拶-----	1
特集 1 広域捕獲選抜部隊構築の手引きについて ----	2
特集 2 緊急銃猟制度のあらましとハンターの役割 ---	6
特集 3 野生イノシシにおける豚熱の現状と今後 ---	10
レンジャーだより (箱根) -----	14
令和 6 年度事業報告等-----	16
85 周年記念事業 -----	22
実包管理帳簿様式-----	24
大日本猟友政治連盟の活動報告 -----	26
統計資料-----	28
共済だより -----	34
狩猟事故共済普通保険約款-----	41
県猟からの報告 (滋賀県) -----	48

会長挨拶



今年も全国の会員の皆様方に日獵会報をお届けいたします。

昨年は大日本獵友会創設 85 周年を迎え、9 月に記念の全国安全狩獵射撃大会を福岡県で開催し、10 月には記念式典を盛会に催すことができました。これも会員の皆様方のご理解、ご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

まず令和 6 年度の構成員数ですが、総数で約 500 人、前年比 0.5% の減少にとどまり、10 万人の大台を維持しています。このうち、第一種銃獵構成員につきましては約 1,000 人の減少と、多少減少のペースが弱まっています。これは、各都道府県獵友会・地区・支部の皆様のご尽力によるものと思いますが、さらなる努力が必要と考えております。一方、女性会員については、365 人増加し、4,164 人と、全体の 4.1% を占めるまでに至っており、大変喜ばしく、また頼もしいことと考えております。

狩獵による事故については、銃器による他損傷害事故が 2 件、銃器以外による他損傷害事故が 8 件発生するなど、全体で 244 件の事故が発生しました。事故防止については、今後とも獵友会挙げて取り組みを進めてまいります。

先般、長野県で発生した銃乱射事件によりハーフライフル銃をはじめ銃の規制が強化され、銃所持者への締め付けがますます厳しくなっています。私は「事故は我々獵友会の責任です。一方事件は警察の責任であります。」と、常日頃から申し上げています。昨今の銃刀法に係る課題については警察庁と協議中ですが、会員諸氏におかれましては、引き続き狩獵の適正化や狩獵事故防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

近年クマやイノシシの市街地への出没が増加し、市民生活に大きな支障が生じていますが、本年 4 月

の鳥獣保護管理法の改正により、人の日常生活圏にクマやイノシシが出没した場合に、一定の条件を満たしたときに市町村長の委託を受けた狩獵者の判断で銃による捕獲が可能となる「緊急銃獵」の制度が設けられ、9 月 1 日より施行されています。この実施の手順についてはすでにガイドラインが示されていますが、獵友会としても様々な形で協力、支援していくことが必要と考えております。

シカやイノシシなどによる被害もとどまることはなく、もはや現行の捕獲体制では個体数の調整は難しく、新たな体制で捕獲事業に取り組まなければなりません。大日本獵友会として様々な課題について整理し、効率の良い捕獲事業、例えば「シカ、イノシシの捕獲は狩獵期間は銃獵、非狩獵期間はわな獵とする。」、「各省庁の事業について、事業内容、捕獲場所、捕獲期間のすみわけをするとともに、県単位で実施する。」、「公募による契約となるが、発注要件及び発注方法を明確にする。」、「捕獲報償金については狩獵者に不公平とならないよう統一する。」などの措置について提案していきます。

今年は安全狩獵射撃全国大会を復活させ 9 月 28 日に岩手県で開催するほか、10 月 26 日には熊野大社「御狩安全祈願祭」への参加を含め、島根県で全国会長会議を開催いたします。

最後になりますが、皆様の益々のご健康をお祈りし、ご挨拶いたします。

令和 7 年 9 月

一般社団法人 大日本獵友会
会長 佐々木 洋平

農水省鳥獣被害対策基盤支援事業報告

－「広域捕獲選抜部隊」構築の手引きについて－

1. はじめに

本稿は、大日本猟友会がコンソーシアムの主幹団体として取り組んだ、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金「鳥獣被害対策基盤支援事業」の3か年度にわたる事業（表 1）について報告するものです。一連の事業は、令和6年度で一区切りとなりました。では、一連の事業で得た成果や課題とは何であったか。今後、国内各地で人口が減り、有害捕獲等の実行体制を維持することが難しい地域が増えることが予想されます。そうした近い将来に備えるためのノウハウ整理が、成果であったと考えます。令和6年度の成果は、「『広域捕獲選抜部隊』構築の手引き」（以下「手引き」といいます。）として取りまとめました。本報告は、この手引きの内容を軸に執筆することにいたします。

なお、本事業は、令和5年度以降、コンソーシアム（共通の目的を持つ複数の法人が事業を協働する体制。構成団体は、一般社団法人大日本猟友会・株式会社スカイシーカー・株式会社 BO-GA の3者。令和6年度は岩手県、和歌山県の各猟友会も加えた5者。）を構築し、遂行しました。

表 1 鳥獣被害対策基盤支援事業の3か年度の概要

年度	事業名	事業テーマ
令和4年度	鳥獣捕獲者育成モデル事業	人材育成
令和5年度	ICTを活用した調査に基づく捕獲の実践事業	ICTを用いた捕獲効率化
令和6年度	広域捕獲選抜部隊体制整備事業	一連の成果をマニュアルにまとめ水平展開の基盤整備

2. 手引き作成の意図

この手引きは、人口が減り、近い将来に捕獲従事者の確保がままならなくなった地域において活用いただくことを想定して作成されました。手引きの内容は、従来の有害捕獲体制とは一線を画しており、安易に採用できるような内容ではありません。しかし、近年、狩猟者確保のための様々な取組があってもなお、有害捕獲への従事者確保がおぼつかなくなっている地域が生じ

ています。このように人は減る一方、シカやイノシシ、クマ類などの野生動物は、懸命な捕獲努力を投じてても十分な生息数減少効果が得られていない実態があります。そのため、今後も捕獲への社会要請はますます高まっていくことが予想されます。

シカやイノシシ等の被害が深刻であるにもかかわらず、その地域の有害捕獲従事者不足が顕著な時、さらに近隣の地域の応援を要請しようにもエリア一帯が同様な苦境に立っている時こそ、この手引きを紐解いていただく機会かもしれません。こうした苦境を打開するため、地域の有害捕獲を支援して農地と接する山地の野生動物の生息数を抑制する「広域捕獲選抜部隊」が活躍するとすれば、脆弱化する有害捕獲体制を支援して被害抑制に貢献するかもしれません。

一連の事業は、「捕獲の担い手を育成しながら、さらに広域的な連携によって捕獲を強化」するために行われてきました。ここでいう捕獲の担い手とは、文化の担い手・継承者としての狩猟者ではなく、社会の要請に応じて事業として捕獲する際の技術者です。事業とは、単に捕獲数を確保すれば良い、というだけではありません。事業とは、限られた資源（人材・資金）で社会の要請に計画的かつ効率的に応えること（成果を提供すること）です。そうしたことを担う技術者は本来、それぞれが住む地域、山に精通した者であることが理想です。しかし各地に人が少なくなりつつある今、各地で技術者を確保することは今後、ますます難しくなると推測されます。地域の山に必ずしも精通しない従事者体制であればこそ、安全管理・法令遵守・効率的な捕獲実現は一層、高いレベルで取り組まなければなりません。

この手引きは、そうした高いレベルをどう発揮するか、というノウハウを事業実施を通じて検証し、取りまとめたものです。

3. 「広域捕獲選抜部隊」とは？

広域捕獲選抜部隊とは、都道府県発注業務である広域捕獲事業をはじめとした捕獲等事業で活躍する

精鋭部隊のことです。地域に精通しない従事者であっても安全かつ効率的に捕獲作業を遂行するため、全体を統括する“事業マネージャー”、都道府県域から広く選ばれる“選抜部隊”、そして地域に精通し選抜部隊を支える“サポート部隊”から構成されます（図1）。

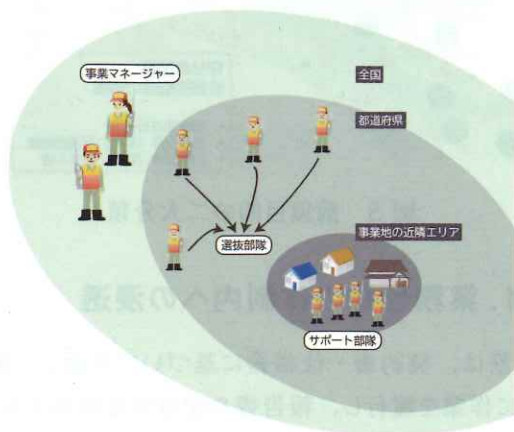


図1 広域捕獲選抜部隊の体制イメージ

この広域捕獲選抜部隊は、都道府県猟友会内に配置されるイメージです。従事者が不足する市町村での有害捕獲や、都道府県発注の広域捕獲事業等での同部隊活動は、これら事業主体と都道府県猟友会との契約によって行われることを想定して手引きは作成しています。

4. 広域捕獲選抜部隊設置のプロセス

契約を締結したら、都道府県猟友会には、組織的に従事者体制を構築し、仕様書に定められた作業を遂行する責務を負い、最終的には報告書として提出することが求められます。一般に捕獲事業では、捕獲の具体的計画は捕獲事業主体が設計し、都道府県猟友会は安全で適切な遂行を請け負います（図2）。



図2 捕獲事業主体と都道府県猟友会の契約と役割分担

4.1. 都道府県猟友会内部での合意形成と人選

従来、有害捕獲は、居住地などの地縁でつながる捕獲従事者体制で行われてきました。広域捕獲選抜部隊は、その慣習とは異なる体制ということになります。そうした体制を新たに構築し事業で導入する場合には、支部会員等への丁寧な説明と合意形成が欠かせません。

説明と合意形成が完了したら、次に行うのは広域捕獲選抜部隊の人選です。同部隊は、顔見知り同士が隊員になるとは限りません。そのため、指揮命令系統の保守は、とても重要です。その観点では、人選は募集条件を明示した上で、公募することが望ましいでしょう。

ただ、これまでのやり方があり公募が馴染まない場合には、都道府県猟友会の会員数、年齢構成、地域ごとの会員数等を勘案して意図的に人選することもあり得るでしょう。一連の事業では、公募した例（岩手県）、県全域から選抜した例（奈良県）、実施地域の支部から選抜した例（北海道、高知県等）がありました。

なお、広域捕獲選抜部隊として稼働する際には、隊員の傷害や第三者への賠償を補償する適切な保険に加入することが不可欠です。個人加入のハンター保険や猟友会共済では、十分に補償されない場合がありますので、総合的に補償する事業保険への加入が必要です。

4.2. 広域捕獲選抜部隊の体制構築

捕獲事業において指示命令系統の明確化（例として図3参照）は、請け負った側の責務です。そして指示命令系統を理解し確実に運用することが従事者には求められます。図3の例では、現場代理人は、捕獲従事者に明確に指示し、捕獲従事者は指示を受けて作業し、報告・相談を密にします。

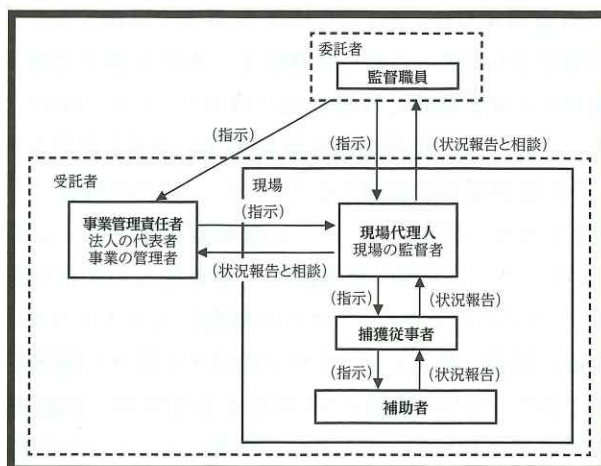


図3 指示命令系統の例

4. 3. 活動条件の明確化

実際に活動するには、捕獲従事者への日当や経費の支払い基準をあらかじめ定め、明示することが必要です。また、作業実績（例として図 4 参照）を書面に記録し総務経理担当が定期的に取りまとめることが、捕獲従事者等への賃金や経費の支払いを確実に履行することにつながります。一連の事業では、賃金単価を公共工事設計労務単価をもとに設定し、勤怠管理は事業マネージャが担うといった事例がありました。

令和 6 年度 広域捕獲選抜部隊体制整備モデル事業 捕獲活動報告書（業務日誌）	
記録者氏名：	
活動日	令和 年 月 日（曜日） 天気：
捕獲対象地域	☐ 盛岡市 ☐ 宮古市
従事者名 （活動時間）	作業内容
（ : ~ : ）	☐ くくりわなの設置・撤去等 ☐ 設置 ☐ 撤去 ☐ 移動 ☐ 見回り ☐ 誘引 ☐ わな管理 ☐ その他（ ） ☐ 止め刺し ☐ 切断 ☐ 剥離 ☐ その他（ ） ☐ 個体処理 ☐ 処分場搬入 ☐ 埋設 ☐ 運搬車両提供 ☐ 報告書作成 ☐ 業務日誌 ☐ 捕獲草 ☐ その他（ ）

図 4 作業実績の記録例

4. 4. 地域関係者との協議

前述のように、市町村ごとに実施している有害捕獲では、捕獲従事者が地域に居住することが多い実態があります。しかし広域捕獲選抜部隊は、地域外住民であることが想定されるため、地域関係者（自治体、一般住民、猟友会員）からは警戒されたり趣旨がうまく伝わっておらず、反発されることも生じ得ます。こうしたことにならないよう、都道府県猟友会が地域に丁寧の説明・協議することが重要です。

5. 捕獲作業を円滑に進めるために

広域捕獲選抜部隊は、都道府県発注業務である広域捕獲事業をはじめとした捕獲等事業で活躍することが想定されます。これらの事業は、市町村単位で取り組まれる有害捕獲とは機能的に異なることが一般的です。すなわち、有害捕獲は農業集落に出没し被害をもたらす加害個体を捕獲することから、「守りの捕獲」と言われます（図 5）。一方、広域捕獲事業等は、山中にいるニホンジカ等の密度抑制、分布拡大の抑制を図ろうとするものであり、「攻めの捕獲」と言われます。攻めの捕獲においては、山中に潜伏する群れが捕獲対象であり、守りの捕獲よりも高度な安全管理、捕獲技術が求められます。もちろん、事業によっては同部隊が有害捕獲を請け負うことも今後、あり得ます。重要なことは、契約した事業においてこういった成果が求め

られているかをよく認識することです。



図 5 捕獲目的の二大分類

5. 1. 業務仕様の体制内への浸透

業務は、契約書・仕様書に基づいて計画し、計画通りに作業を履行し、報告書や記録類を納品することで完結します（図 6）。こうした業務フローは、捕獲従事者等にとっても習熟していない場合があります。そのため、組織内で契約書・仕様書の内容、業務フローを丁寧に説明、共有することが重要です。

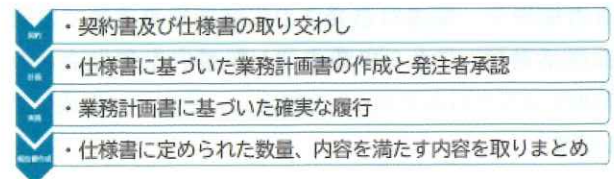


図 6 一般的な業務フロー

5. 2. チーム体制の浸透

例えば狩猟や有害捕獲におけるわな捕獲では、わな架設から止めさしまでの一連の行為を一人の作業者が完結することが一般的です。しかしながら業務においては、わな架設は複数名体制（2～3名体制）で行うことが必須であり、一連の行為を複数の従事者が分担することが一般的です。そうした分担、チーム体制は、習熟していないからこそ捕獲従事者との間で十分、認識を共有し、進め方を統一しておく必要があります（図 7）。



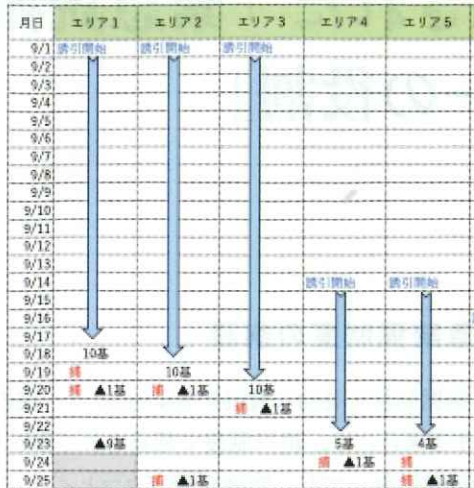


図7 チーム体制での稼働例（複数エリアで同時にわな架設）

6.（管理者の方へ）事業における業務管理の重要性

すでに取り組んでいる都道府県猟友会もあるとは思いますが、広域捕獲選抜部隊の円滑で適切な運用のためには、組織の構築、現地管理の円滑化を実現するとともに、仕様書で求められている場合には事業の評価手法まで精通しておく必要があります。

6.1. 事業における組織の構築

業務を適切に遂行するためには、総務・経理部門の存在はとても重要です。総務・経理部門は、計画・管理部門、そして現地作業部門全体を支え、業務の適切な遂行を労務管理、法務管理、税務管理等の面から実現する重要な部署です。従来、猟友会組織は様々な思いを持った会員の集合体でした。図8のような業務執行体制の構築は大きな組織変革を伴いますが、広域捕獲選抜部隊有効化には重要です。

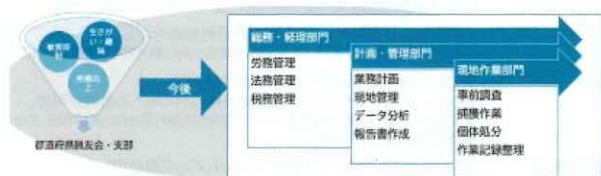


図8 広域捕獲選抜部隊有効化のために必要な部門制の構築イメージ

6.2. 現地管理の円滑化

現地管理のためには、選抜部隊構築の当初に隊員に対して研修を実施し、認識を共有することが重要です（表2）。その上で、前述の指示命令システムを機能させて現地管理を円滑にします。

表2 一連の事業で実施した研修事例

カリキュラム	内容（概要）
安全管理技術研修	事業で求められる組織のコンプライアンス： アパランスの重要性と実践すべき内容の習得
捕獲場所や捕獲手法の最適化研修	事業で求められるアウトプットとアウトカムに係る基礎認識の習得 アウトプットを得るために必要な捕獲技術に係る最新知見の理解
調査技術研修	事業におけるアウトプット及びアウトカムの評価の重要性理解 アウトプット及びアウトカムを得るための調査ノウハウの理解と可能な限りの具体的な作業の演習

6.3. 事業の評価

捕獲事業において、捕獲を実施したことによる効果を検証することが求められている場合、ドローンを用いれば捕獲エリアのシカ等の個体数の増減を精度よく把握することが可能です。また、センサーカメラを用いれば、ドローンより広い範囲のシカ等の密度分布をモニタリングすることも可能です。これらの手法をどのように用いるか、基礎的なノウハウを得ておくことが望まれます。

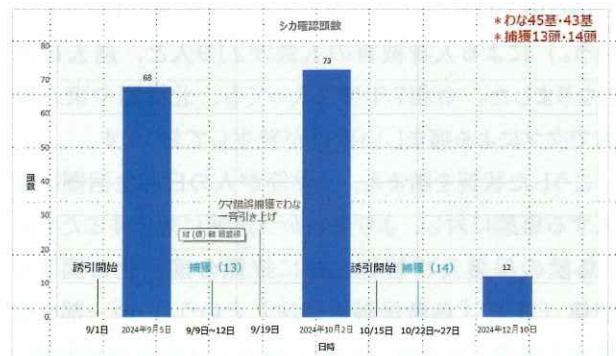


図9 ドローンによる捕獲前後のシカ密度評価の事例（令和6年度、岩手県）。ドローン調査結果を見ると、捕獲後は集落での撮影が顕著に減少した。

7. さいごに

この手引きは、近い将来に社会的要請があった時、手に取っていただくことを想定して作成しました。その内容は、都道府県猟友会が独自に取り組むことというよりは、事業主体である都道府県や市町村と連携、協議する中で実現していくものとして構成してきました。

人口減少社会にあって、これまでのやり方ではうまくいかなかったとき、この手引きが活用されることを願っております。

「改正鳥獣保護管理法で創設された「緊急銃猟制度」のあらましとハンターの役割」

1 はじめに

最近、クマに関する報道では、出没や被害状況と合わせて、鳥獣保護管理法の改正といった内容を含む報道を目にされた方もいらっしゃるのではないかと思います。

ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（以下「クマ等」という。）の人の日常生活圏への出没や人身被害件数が増加しており、令和5年度には、環境省が記録を取っている中ではヒグマ、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）による人身被害の人数が219人と、過去最多となりました。令和7年度に入っても、北海道や東北地方でクマによる痛ましい事故が発生しております。

こうした状況を踏まえ、クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、より安全かつ迅速に対応するために「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の一部を改正する法律」が令和7年4月に成立し、「緊急銃猟制度」が創設されました。緊急銃猟は、改正鳥獣保護管理法が施行される令和7年9月1日から可能となります。

本稿では緊急銃猟制度の詳細を解説する「緊急銃猟ガイドライン」（令和7年7月9日環境省公表）の内容を踏まえて、緊急銃猟制度の概要と、緊急銃猟の実施におけるハンターに求められる役割を紹介したいと思います。

2 法改正前の銃猟制度

改正前の鳥獣保護管理法においては、銃猟（銃器を使用した鳥獣の捕獲等をいう）それ自体に危険性があるため、住居が集合している地域等における銃猟、建物・乗物等に向かってする銃猟、夜間における銃猟が禁止となっていました。

前述のような、近年におけるクマ等の出没件数の増加や、人身被害の事例をみると、警察官職務執行法や刑法上の緊急避難の適用が難しい場合である、クマ等が居座ってしまっているような膠着状態にある場合等においても、より予防的・迅速な対応をとることが必要と考えられました。そこで今般、鳥獣保護管理法の一部を改正し、緊急銃猟制度が創設されることになりました。

3 緊急銃猟制度の創設

緊急銃猟制度を端的に表現するならば、「一定の条件に該当する場合には、現行制度で禁止されてきた人の日常生活圏等においても、危険鳥獣（クマとイノシシ）の銃猟を可能とする制度」です。

一定の条件というのは改正鳥獣保護管理法で定められており、以下の通りです。

- ①危険鳥獣（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入（侵入するおそれが高いことを含む）し、
- ②危険鳥獣による人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない、

これらの条件を満たす場合に、人の日常生活圏等で、危険鳥獣の銃猟を市町村長が行うことが可能となります。また捕獲行為自体は、捕獲者（一定の技能要件を満たす者に限る）に委託して実施させることができます。

緊急銃猟のポイントをまとめると以下の通りです。

表 1 緊急銃猟制度のポイント

どのような時に	鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に可能
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う そのうち、銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能。 ※発砲タイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を担う者が判断。その場合の責任も市町村が負う。
何を以て	主にライフル銃、特定ライフル銃（サボットスラッグ弾使用）、散弾銃（スラッグ弾使用）及び麻醉銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能 ※許可申請は不要

4 緊急銃猟における各主体の役割

緊急銃猟の実施は市町村の事務となりますが、安全確保や関係者の連携・協力によって実施されることが重要であり、ハンターも捕獲技術を有する者として、市町村長から緊急銃猟の実施を委託される「捕獲者」

になることや、緊急銃猟の実施に備えるための事前訓練の実施などに協力や参加を求められることも想定さ

れます。市町村長からの委託を各ハンターが受けるかは任意ですので、ハンターは委託を断ることもできます。

表 2 緊急銃猟実施時における各主体の役割

主体	主な役割
市町村長	権限主体
市町村担当者	平時からの体制構築や訓練、現場の指揮、安全確保、緊急銃猟の実施、損失補償等 緊急銃猟実施の実質的な責任者として対応にあたる。
捕獲の技術を有する者 (市町村職員又は市町村職員以外の者。 ハンターはここに該当)	事前訓練への参加、緊急銃猟の実施 実際に銃猟を行う者(捕獲者)。複数名で対応することも想定される。
都道府県	市町村の支援等 職員の応援派遣

5 緊急銃猟を行う捕獲者に求められる能力

緊急銃猟を行う「捕獲者」として必要な能力は鳥獣保護管理法において、表3とおり要件が定められています。捕獲者は、対象鳥獣の生態や習性の知識、安全

な銃器の取扱い、高度な射撃技術、発砲の冷静かつ迅速な判断力、市町村職員等と臨機応変に連携できるコミュニケーション能力が求められます。

表 3 日中の緊急銃猟（麻酔銃猟を除く）を実施する者の要件

必須	・ 第一種銃猟免許を受けた者(装薬銃を使用する場合)
	・ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者(空気銃を使用する場合)
	・ 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること(装薬銃・空気銃を使用する場合)
	・ 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

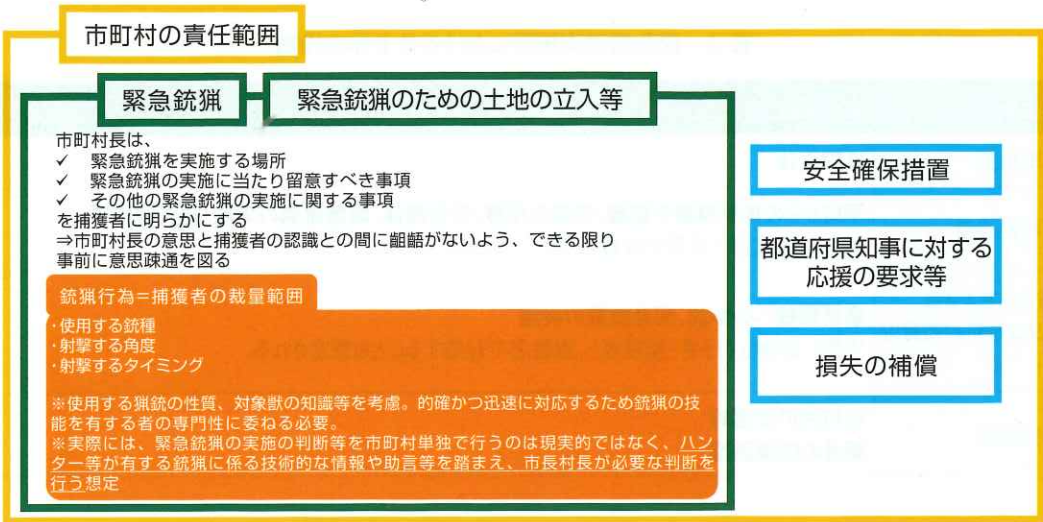
6 緊急銃猟を委託された捕獲者の裁量の範囲

緊急銃猟の実施主体は市町村長としており（鳥獣保護管理法第34条の2第1項）、鳥獣保護管理法第34条の2第2項においては、緊急銃猟を市町村職員以外の者に委託^{*}して実施させることができるとしています。捕獲者の裁量の範囲は図1のオレンジの部分となります。

（※ここで言う「委託」とは、「危険鳥獣の銃猟の実施」、すなわち銃器を使用する行為のみを委託する

ことです。「危険鳥獣の銃猟」の最終的責任は、本来の権限者である市町村長に存します。また、あらかじめ業務委託契約を締結しているか否かに関わらず、委託者である市町村長が受託者である捕獲者に対して、本来市町村長の権限に属する銃猟行為を委託して実行させるものを言います。）

図 1 市町村の責任範囲及び捕獲者の裁量範囲



7 緊急銃猟を捕獲者に委託するまでの手続き

緊急銃猟を実施する捕獲者としての要件を満たしている
か、市町村長が緊急銃猟を委託する者の要件を書面で
確認します。この書面は一般的な誓約書で採用されている
以下のようなチェックシート形式（表 4）を想定しています。

表 4 日中における緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト例

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること(麻醉銃猟をする場合は除く)	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
その他市町村の判断 により任意で記載する 事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※ 必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※ 委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 名 前		

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

実際に、緊急銃猟を委託する捕獲者には「証票の携帯をさせる」ほか、「留意事項を伝達する」等のルールがあります。よって、緊急銃猟を委託された捕獲者は証票を受け取り、留意点の伝達を受けることになります。

証票は、ゼッケンや腕章などの、外見上携帯していることが明らかとなるものを想定しています。この証票を市町村長が捕獲者に渡し（実際には市町村担当者が代行）、着用させることで初めて緊急銃猟が実施可能となります。証票を受け取っていない段階では、捕獲者の判断でクマ等の捕獲を行うことはできません。

留意点として伝達を受ける内容としては、緊急銃猟を実施する場所に加え、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱（危険物や引火物を取り扱う工場や施設）に関する情報、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報や銃猟の対象となる危険鳥獣に関する情報等、緊急銃猟の条件が整わなくなった場合等（例：危険鳥獣の移動等）に緊急銃猟を中止する合図の方法（ジェスチャーやかけ声等）等が想定されます。

※実際に緊急銃猟を実施する際には、市町村担当者が市町村の責任の下に行われていることを後から確認するために、緊急銃猟の実施内容を撮影して記録を行うことが望ましいとしています。この撮影は捕獲者の了承が得られる場合に限られますので、市町村担当者から撮影の確認を受けた場合には、捕獲者は撮影の了承の可否をお伝えください。

8 緊急銃猟の実施時における捕獲者の対応

緊急銃猟の条件が満たされ、安全確保措置が講じられた上で、緊急銃猟の実施が市町村により判断された後、捕獲者は銃猟を行います。

緊急銃猟は市町村により行われるものですが、そのうち銃猟の発砲行為については、的確かつ迅速に対応するため、銃猟の技術を有する捕獲者の専門性に委ねるべきものです。このため、捕獲者への委託（留意点の伝達等を含む）が行われた後は、指示又は委託の範囲において、捕獲者自身が使用する銃種や射撃する角度、射撃するタイミング等を判断することとなり、市町村担当者はそれを見守ることになります。

市町村担当者が射撃タイミングの号令等を出すことはありませんが、緊急銃猟はあくまで市町村により行われるものであり、責任は市町村にあります。

捕獲者は、上段で解説したあらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行います。市町村担当者より中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする必要があります。

また、捕獲者は、緊急銃猟の実施の委託が行われた際から、証票を身に付け続けている必要があります。

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を市町村が中心となって行います。また、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行います。

9 損失の補償

緊急銃猟の実施に当たっては、例えば建物内に逃げ込んだクマ等を捕獲するために発砲した銃弾が、クマ等に当たらずに、後方の内壁を損傷するなど、損失が生じる場合があります。

このような損失について、緊急銃猟は市町村長が実施者であり、市町村長の委託を受けて緊急銃猟を実行した捕獲者が損失の補償を行うことは適当ではないため、実施者である市町村長が損失を補償します。委託を受けた捕獲者が、市町村の指示のもとに適切に緊急銃猟を実施して、生じた損失の補償は市町村が責を追うことになり、捕獲者個人が補償の責を負うことはありません。

10 おわりに

大日本猟友会の構成員であるハンターの皆さんには、日ごろから鳥獣の管理、鳥獣被害対策に多大な貢献をいただいていると考えておりますが、現在既にクマ等の出没により人の生命・身体に危害が生じる事例が発生している中、なんとかクマによる人身被害や事故の拡大を食い止めるためにも、また、お住いの自治体等から今回紹介した緊急銃猟への協力を求められた際には、ご貢献を賜りますよう、お願いいたします。

環境省としては今後、自治体とともに、緊急銃猟の実施等に関する現地研修や訓練、本制度の周知や支援に努めてまいりたいと思います。

（参考情報）

※環境省ウェブサイト「緊急銃猟制度」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/effort15.html>

野生イノシシにおける豚熱の現状と今後

農林水産省 消費・安全局
動物衛生課 課長補佐
高木 恵実

1 感染の推移と現状

豚熱（旧称：豚コレラ）は、1887年に日本で初めての発生が確認され、その後国内にまん延したとされています。国内で弱毒生ワクチンの開発が進められ、1969年から飼養豚に対して全国的に使用されるようになると発生は急速に減少し、その後散発的な発生は見られたものの、1992年の熊本県における発生を最後に終息しました。その後、2007年に国際獣疫事務局（以下「WOAH」という。）の規約に定める自己清浄化宣言を実施、2015年にWOAHの公式認定制度が開始され、同年、豚熱清浄国の認定を受けました。

それ以来、日本は清浄国としてのステータスを維持していましたが、2018年9月、岐阜県の飼養豚において国内で26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。翌年には岐阜県に隣接する愛知県、そして距離の離れた長野県や埼玉県でも発生が確認されるなど、さらなる感染拡大が見られたことから、2019年10月には、飼養豚への豚熱の感染リスクが高い地域でのワクチンの接種が開始されました。ワクチン接種により、養豚場での発生件数は大幅に減少したものの、引き続き継続的に発生が確認され、これまでに合計で24都県99事例の発生が確認され約43万頭の飼養豚等が殺処分されています（2025年7月23日時点）。【図1】



図1 飼養豚における豚熱発生経過

一方で野生イノシシについては、2018年9月、岐阜県における飼養豚での初発事例の農場の近くで見つかった死亡イノシシで感染が確認されました。その後、2019年9月までに周辺の7県（愛知、三重、長野、富山、石川、福井、滋賀）に感染が広がり、同年9月、埼玉県で飼養豚と野生イノシシ両方の感染が確認されました。その後、本日までに、千葉県を除く本州の全都府県で感染が確認されています。九州地方については、2023年まで、飼養豚、野生イノシシいずれについ

ても感染は確認されていませんでしたが、2023年8月に佐賀県において飼養豚での感染事例が2件確認され、その9か月後の2024年6月に、九州初の野生イノシシでの感染事例が確認されました。遺伝子解析の結果、感染した野生イノシシは、発生農場に由来するウイルス株（またはそれに極めて近い派生株）に暴露した可能性が高いとされています。その後、佐賀県内で継続的に野生イノシシの感染個体が確認されるとともに、2025年1月には佐賀県と橋でつながっている長崎県福島で感染個体が確認され、さらに、同4月、宮崎県でも初の感染個体が確認されました。遺伝子解析の結果によれば、宮崎県の野生イノシシ由来のウイルスは、佐賀県の野生イノシシ由来のウイルスと極めて近縁でしたが、宮崎県と佐賀県の間に位置する熊本県や大分県では陽性個体が確認されていないことを踏まえると、宮崎県には何らかの人為的な要因でウイルスが持ち込まれた可能性が高いと推定されています。

こうした感染の拡大の結果、2025年7月23日時点で、合計40都府県において8,727頭のイノシシで感染が報告されています。【図2】

野生イノシシにおける豚熱検査結果の経時的変化

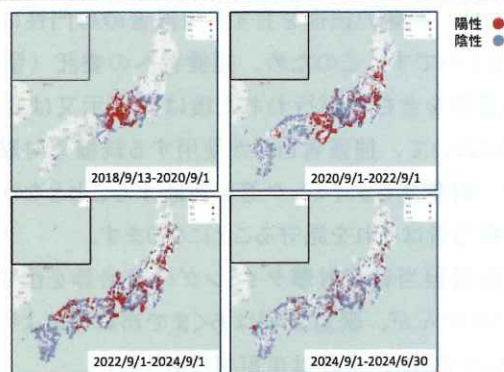


図2 野生イノシシにおける豚熱発生経過

2 これまでの対策の概要及びその必要性や効果について

2018年の発生以降、豚熱の発生・まん延防止のために、様々な対策が講じられてきました。

農場における対策としては、現在、飼養豚への適時・適切なワクチン接種が推進されています。さらに、ワクチン接種を実施しても、①全ての豚が免疫を獲得できるわけではないこと、②個体差がある中で全ての子豚に適切な時期にワクチン接種することは困難であることから、豚熱ウイルスの農場侵入防止のためには、飼養衛生管理の徹底も必要不可欠です。具体的には、農場を囲う柵や壁を設置するなどして飼

養豚と野生動物の接触を遮断し、さらに、農場内や侵入車両の消毒、飼養衛生管理区域内での更衣・長靴の履替えを徹底する等により農場へのウイルス持ち込みの防止が図られています。

また、野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、野生イノシシにおける豚熱対策も実施されています。

日本における野生イノシシの豚熱感染事例については、2018年以前は、1982年に筑波山麓の野生イノシシ1頭から豚熱ウイルスが分離されたという事例が確認されているのみでした。しかしながら、前述のとおり、現在は、飼養豚だけでなく各地の野生イノシシ群にもウイルスが侵入しています。そして、これまでの遺伝子解析の結果では、発生農場で確認されたウイルスのほとんどが農場周辺で確認された感染イノシシ由来のウイルスと近縁であることが明らかとなっており、農場周辺の感染イノシシから農場への感染リスクが示されています。つまり、たとえ飼養豚対策を行っていたとしても、野生イノシシにより環境中の豚熱ウイルス濃度が高い状態が維持されていれば、農場への侵入リスクが存在し続けることとなります。したがって、今回の豚熱発生では、飼養豚対策だけでなく、野生イノシシ対策も、車の両輪として推進していく必要があります。養豚農場への豚熱ウイルスの侵入を防止するため、そして最終的には、我が国全体の豚熱清浄化を目指すため、農林水産省は自治体、関係者と連携して、野生イノシシにおける豚熱対策を実施しているところです。

野生イノシシにおける豚熱対策は、大きく分けて4つの基本的な対策、(1) サーベイランスの強化、(2) 捕獲の強化、(3) 経口ワクチン散布、(4) 感染防止のための周知等の推進により行っています。これら対策の概要及びその必要性や効果についてご紹介します。

(1) サーベイランスの実施

農林水産省では、2018年9月から野生イノシシにおける豚熱のサーベイランスを開始し、これまでに全国で、死亡イノシシを5,467頭検査し1,995頭の陽性、捕獲イノシシを146,377頭検査し6,732頭の陽性を確認しています(2025年7月23日時点)。

豚熱の浸潤状況を正確に把握するためには継続的に一定数のサーベイランスを行う必要があるため、2020年度以降、各都府県の年間のサーベイランス目標数を299頭¹と定めました。県、市町村、狩猟者の皆様で連携して取り組んでいただいた結果、年間目標検査頭数を達成している県は、2021年9月時点では17県のみだったところ、2024年度末時点では37県に増加しています。また、サーベイランスの実施を推進するため、豚熱・アフリカ豚熱のウイルス遺伝子を同時に検出できるリアルタイムPCR検査法、豚熱検査陽性の際に野外株とワクチン株の鑑別を行うことができるリアルタイムPCR検査法といった新たな検査手法の導入を行ってきました。加えて、より簡便に採材可能な耳介も検査対象に加える等、検査可能個体数の拡大にも努めてきたところです。

野生イノシシにおける豚熱感染状況を把握するためのサーベイランス

体制が構築されることにより、検査件数は年々増加し、集積されたデータに基づき、野生イノシシ及び農場での対策の方針・内容の決定に活かすことが可能となっています。また、豚熱感染確認区域におけるジビエ利用についても、その可否を判断するための指標として、サーベイランスデータが活用されているところです。

(2) 捕獲の強化

狩猟等により捕獲を強化し、野生イノシシの生息密度を低減させることは、野生イノシシ間の感染、そして野生イノシシから飼養豚への感染リスクを下げるために非常に有効な手段の一つです。現在、豚熱陽性の野生イノシシが確認されている都府県及びその隣接県等の46都府県において、養豚場の周辺や、イノシシの移動抑制に重要な地域を捕獲重点エリアに設定し、捕獲強化を図っていただいております。飼養豚や野生イノシシで新たな感染が確認された場合はさらなる捕獲の強化に取り組んでいただいております。

関係者皆様のご尽力により、野生イノシシの年間捕獲頭数は2019年以降、50万頭を下回ることなく推移しているところであり、2023年度の集計では約52万頭の野生イノシシが狩猟や有害鳥獣捕獲等により捕獲されています(2024年8月30日時点)。捕獲頭数の増加は、個体数の削減とともにサーベイランス頭数の増加にも繋がるため、野生イノシシの捕獲強化は豚熱対策として不可欠であり、今後も引き続き推進していく必要があります。

(3) 経口ワクチンの散布

野生イノシシでの豚熱感染拡大を防ぐため、2019年3月、岐阜県及び愛知県において、豚熱経口ワクチンの散布が開始されました。散布を実施する都府県は農林水産省が決定することになっており、感染状況等を踏まえて順次散布地域を拡大した結果、2025年7月25日時点で41都府県において散布が実施されています。【図3】

豚熱感染、捕獲強化・経口ワクチンの散布状況

- 平成30(2018)年9月、岐阜県の飼養豚及び野生イノシシで豚熱感染を確認(26年ぶり)。
- 感染確認及びその隣接県において、豚熱対策としての捕獲強化を実施(現時点：北海道を除く全県)。
- 平成31(2019)年3月、岐阜県及び愛知県において経口ワクチン散布を開始。
- 九州地域では、令和6年(2024)6月の佐賀県、令和7年(2025)2月の長崎県、4月の宮崎県の野生イノシシでの豚熱感染確認を受け、経口ワクチンの散布を開始。



図3 経口ワクチンの散布状況

現在、国内での散布に使用されているワクチンは、ドイツから輸入しているワクチンで、ペイト剤の中にワクチン液が内包された形状となっています。【図4】

経口ワクチン散布の開始に当たり、農林水産省は、豚熱経口ワク

¹ 脚注1：統計学的に95%の信頼度で母集団(イノシシ生息数が不明なため母集団は∞と設定)における1%の疾病の浸潤状況を安定的に確認することができる最低検査頭数として設定

チンの野外散布実施に係る指針（平成31年3月6日付け30消安第5881号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を公表しました。本指針には、国、都府県の役割とともに、散布地点の選定や散布方法等が定められており、各都府県における散布は同指針に基づいて実施されています。各都府県は、本指針に基づき、経口ワクチンの散布の適正かつ円滑な実施を確保するため、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される協議会を設置することとなり、猟友会会員の皆様には、協議会への参画だけでなく、散布作業にも従事いただく等、多大なご貢献をいただいているところです。

CSF経口ワクチン

- 輸入先国:ドイツ
- サイズ:4cm×4cm×1.5cm
- 構成
外側:トウモロコシ粉、パラフィン、
ミルクパウダー、
香料(アーモンド)、
ココナツ油から成る基質
内部:1.6mlの液状ワクチン



写真: Federal Ministry of Food and Agriculture, Germany

【図4】豚熱経口ワクチンの特徴

経口ワクチンには、摂食することにより、野生イノシシに豚熱ウイルスに対する抗体が付与され、感染を予防する、もしくは感染したとしても体内でのウイルスの増殖を抑えるという効果があります。そのため、散布により、野生イノシシにおける感染拡大速度の抑制及び農場への感染リスクの低減を目指しているところです。

野外での経口ワクチン摂食状況を完全に把握することはできないため、散布の効果を正確に検証することは非常に困難である一方、これまでに蓄積されてきたデータを解析することにより、経口ワクチン散布の効果を裏付ける結果が得られてきています。

例えば、経口ワクチン散布の前後で散布エリアにおける野生イノシシの抗体陽性率を比較すると、散布後に抗体陽性率が上昇していることが確認されます。獲得された抗体が、経口ワクチンの摂食によるものなのか豚熱ウイルスによる感染によるものなのかを区別することはできませんが、農研機構動物衛生研究部門の報告では、岐阜県におけるサーベイランスデータとワクチン散布データを解析した結果、感染個体はかなり減少していた時期においても免疫獲得個体が継続的に確認されており、その時期の免疫獲得は経口ワクチンによる効果であると推定されています。その他の地域でも同様の現象は確認されており、経口ワクチン散布が一定の効果を示していることが考えられます。また、同じく岐阜県のデータを用いて、経口ワクチン散布地点からの距離と免疫獲得イノシシの密度の関係を分析し、ワクチン散布地点から500m以内は免疫を獲得している野生イノシシの数が増えやすいという結果も報告されています。この結果からも、経口ワクチン散布は野生イノシシの免疫獲得に寄与している可能性が示唆されます。

ドイツにおいても、約20年間にわたる経口ワクチン散布を含む対策

を実施することにより、豚熱清浄化を達成したという実績があります。ドイツと日本では地形や森林の形態などイノシシの生息環境が異なることが知られており、日本におけるイノシシを取り巻く環境は必ずしもドイツと同じではありませんが、経口ワクチン散布の効果が最大限発揮されるためには、野生イノシシが効率よく摂食する必要があり、そのためには野生イノシシが生息している地域に確実に散布することが重要です。散布に当たっては、地域の野生イノシシの生息状況や行動について狩猟者の皆様が有している知見が重要であり、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

(4) 感染防止のための周知等の推進(リスクコミュニケーションの推進)

前述のとおり、直近の宮崎県での野生イノシシ感染事例では、何らかの人為的要因により県内にウイルスが持ち込まれたと推定されています。その他にも人為的要因によりウイルスが伝播したと推定される事例が発生しており、豚熱まん延防止のため、人や物の移動による感染拡大を防ぐことが急務となっています。そのためには、野生イノシシの生息地域に立ち入る方々がウイルスを持ち出さない、そしてウイルスを養豚農場等に持ち込まないことが必要ですが、まずはそのことを知っていただく必要があります。農林水産省としては、狩猟者の方々はもちろんのこと、一般の方々に対する周知啓発が重要と考えており、様々なツールを用いて情報発信を行っています。農林水産省等のHPに随時最新の情報を掲載するとともに、最近では、X(旧Twitter)での発信を行う、ポスターデザインコンテストを開催するなどして認知度向上に努めており、ポスターデザインコンテストでは大日本猟友会長賞も設定されています。このように豚熱対策において非常に重要な役割を担われている狩猟者の方々に対しても、引き続き、映像資料や漫画資料の配布や講習会の実施等を通じて交差汚染対策を周知させていただいておりますので、お目通しいただければ幸いです。

3 今後の方針

上記のとおり、飼養豚、野生イノシシ両方において様々な対策を講じてきた結果、飼養豚における豚熱発生件数は減少したものの、引き続き地域を拡大しつつ感染が確認されており、先行きが見通せない状況にあります。

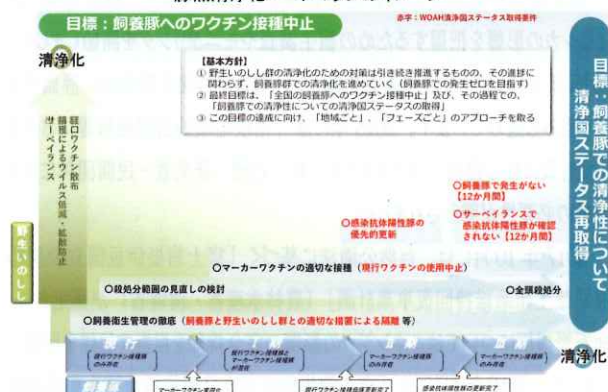
こうした中で、養豚業界等から豚熱の清浄化への道筋を示すよう要望が寄せられており、「養豚農業の振興に関する基本方針」(2025年4月変更)においても、「特に豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す」とされたことから、農林水産省では、今般、豚熱清浄化ロードマップ(以下「ロードマップ」という。)を策定することとなりました。ロードマップは本年6月30日に策定され、消費・安全局長通知として関係各所に送付されるとともに、農林水産省ホームページで公表されたところです。

ロードマップの最終目標は、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」ですが、当面の目標として「飼養豚での清浄性について、全国での WOAH の豚熱清浄国ステータス取得を目指す」としています。【図5】

野生イノシシについては、具体的なアプローチは記載していないものの、野生イノシシ群の清浄化対策は引き続き推進しつつ、今後、専門家の意見等を踏まえ清浄化までのフェーズやそれぞれのフェーズに移行するための要件等を検討する方針となっているところです。したがって、野生イノシシにおける豚熱対策については、サーベイランス、捕獲の強化、経口ワクチン散布、リスクコミュニケーションという4本の柱を維持しつつ、対策の効果を検証し、清浄化に向けてより有効な対策が実施できるよう、対策の在り方を見直していくという段階にあると考えております。今後は、研究事業等を活用しつつ、これまでに蓄積されてきたデータの詳細な分析や実証による比較等を行い、その結果を踏まえ、より有効な捕獲方法や経口ワクチンの散布方法の改善等に取り組んでまいります。

また、新たな科学的知見が明らかになった場合や技術の進展があった場合等も、それらを活用した新たな対策技術を導入していきます。例えば、現時点では、野生イノシシ用の豚熱経口ワクチンについては、供給をドイツからの輸入に100%依存しています。国内での散布に適したワクチンの安定的な供給を図るため、農林水産省の事業等を活用して、国産豚熱経口ワクチン開発を進めてきたところ、現在、開発の最終段階にあり、今年度中の実用化を目指しているところです。それ以外にも、検査手法の開発や改良があれば、より効率的なサーベイランスを実現し、その結果を踏まえた措置の見直しにより迅速に取り組んでいけるものと考えています。

豚熱清浄化ロードマップのイメージ



【図5】豚熱清浄化ロードマップのイメージ

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-462.pdf>)

この進め方を実行するに当たり、今後、大日本獺友会、都道府県獺友会、そして会に所属する狩獺者の方々には、野生イノシシにおける豚熱対策について引き続きのご協力をお願いしたいと考えています。

まず、捕獲及びサーベイランスの強化に当たっては、これからも、狩猟者の皆様に狩猟や捕獲に取り組んでいただく必要があります。その際

には、豚熱が発生していない地域では清浄性維持のために、豚熱がすでに発生している地域では早期の清浄化のために、狩猟者の皆様一人一人に、洗浄と消毒といった取り組みを行っていただくことが重要です。すでに何度もご案内している内容ですが、改めて農林水産省が作成しているリーフレット【図6】等をご確認いただき、狩猟・捕獲時の豚熱対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、経口ワクチン散布や防疫演習についても、地域の野生イノシシの生息状況について豊富かつ最新の知見をお持ちである狩猟者の皆様のサポートが不可欠です。さらに今後、豚熱清浄化に向けて検討を進めるに当たっては、実証や検証へのご協力や、ご意見やご助言をお願いする場面もあるかと思えます。現行の対策を継続するに当たってはもちろんのこと、新たなステージに進むに当たっても、貴会及び貴会会員の皆様のご協力を賜れば幸いです。

豚熱対策、特に野生イノシシにおける対策については、一朝一夕に成果が出るものではありません。農林水産省、都道府県、市町村はもちろんのこと、養豚関係者、登山者やキャンパーそして狩猟者の皆様を含む関係者が一丸となって諦めることなく取り組むことにより、清浄化というゴールが達成できるものと考えております。狩猟文化を維持・発展させつつ、豚熱清浄化を目指していくことが重要と考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

狩猟者のみなさまへ
～感謝対策のお願い～

- ・イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。
- ・イノシシで豚熱の感染が「ない地域」では **清浄性維持**・「ある地域」では **早期の清浄化**のために、皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中(土壌、植物など)を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。

感染を広げないために必要な行動

- いつ、何をすればいいの？
- 帰票した後、大きく移動する際は「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。
(具体的には、別列の山移動するとき、山を降りるとき、移動途中でココンなどに立ち寄るときなど)。
 - 自家消費用の解凍庫には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**(レインコート、防護服等)を使用。→レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
 - 解凍庫の内籠等では、**放置せず二重に密にすみ衛生的に処理する**。→手袋を履き、汚染された手袋を密に密封し、消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
 - 豚糞堆肥確認区域から、自家消費用を含む内持ち出しを禁止。
→「豚糞堆肥確認区域」におけるゴミ利用の手引きに基づいてゴミ利用する場合は除く。
 - 自宅に帰ったかつ特に意図的に「**洗浄**」・「**消毒**」を実施。次の職場にウイルスを持ち込まず、
汚染地域から特清地帯の環境をまたぐ汚染を回避。

消費のポイント(場所、ものなど)



洗浄・消毒の方法

- 靴の裏、タイヤ周り**
→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。
- ウイルスは肉や骨だけではなく、糞尿、唾液等が付着している土などにも含まれている可能性があります。糞尿やタイヤの下の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。
- 器具（ナイフなど）**
→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- 消毒方法**
→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。
※指や衣服、異臭・異臭などや消毒薬のニオイ等の残存が気になる場合はアルコール消毒剤、薬局・ドラッグストア等で販売されています。
- ※事業等で、細小な場所を複数訪問する場合などの衛生対策は自治体担当部署の指示に従ってください。異臭・異臭は、増殖を促す、自治体へ検疫等を行う可能性があります。また、各自の作業終了後は、手洗いを徹底してください。

【図6】 狩猟者の皆様向けリーフレット

(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/wildboar/attach/pdf/inosisitaisaku-36.pdf>)

富士箱根伊豆国立公園箱根地域におけるニホンジカ対策

富士箱根伊豆国立公園管理事務所
生態系保全等専門員 河野 実里

● はじめに

富士箱根伊豆国立公園は日本を代表する自然景観と生態系を備えており、かつ首都圏からのアクセスも良好なことから、国内の国立公園の中でも最も多くの来訪者を迎えています。そのため、景観の保全や自然環境の保護と並行して、利用の促進も進められており、多様な風土の中で人々が様々な体験を享受できる工夫がなされています。

とりわけ箱根地域は、ケヤキやブナを主とする落葉広葉樹の自然林が広がり、アカガシなどの常緑広葉樹も見られるなど、豊かな植生を持っています。国の天然記念物である仙石原湿原では、湿生植物の貴重な生育地として、その生態系の維持が重要視されています。このように多様な植生や生態系が存在する背景には、過去に生物分類学的調査の先進的な舞台であったことがあり、ハコネコメツツジやハコネサンショウウオなど「ハコネ」の名を冠した種が存在することも、箱根地域の学術的・生態学的価値を物語っています。

箱根地域は1936年2月1日に国立公園に指定されており、2026年には指定90周年という大きな節目を迎えます。長きにわたり自然保護と観光の両立が模索されてきた歴史のある地域であり、今後ますますその価値と役割が問われることになるでしょう。

● ニホンジカの侵入と被害の拡大

箱根地域では、明治時代以降およそ100年にわたり、ニホンジカ（以下「シカ」）の生息が確認されていませんでした。

しかし、1980年代以降、徐々にシカの目撃情報が寄せられるようになり、その後箱根地域全域にわたってシカの定着が確認されるようになりました。2013年には、神奈川県唯一の湿原である仙石原湿原においても、シカの活動が確認され、湿原内の植生に深刻な影響が及んでいることが明らかとなりました。

この事態をうけ、環境省では2017年より仙石原湿原において植生保護柵の設置を開始し、2022年3月までに湿原全域をほぼ囲むことができ、湿原に侵入するシカを大幅に減少させました。あわせて環境省を含む関係機関によってシカの捕獲・調査・植生保護の対策が進められてきましたが、現在に至ってもシカの影響は深刻化しており、生息密度の増加傾向は止まっていない状況です。

これまでの調査の結果、箱根地域のシカは伊豆半島や富士山・丹沢方面から移動してきたものであり、これら周辺地域におけるシカ個体数の増加

が、箱根地域への拡大につながっていると考えられています。シカの植物への影響や踏み荒らしは、在来植物の絶滅のリスクが高く、生態系全体への影響が懸念されています。特に仙石原湿原では、シカによる採食が湿性植物群落に大きなダメージを与えており、生態系の回復には長期的な取り組みが必要となっています。



図1：2015年及び2021年における各地点の植生変化

● シカ管理に向けた取り組み

富士箱根伊豆国立公園管理事務所では2009年より、箱根地域におけるシカの影響を把握するための植生調査やモニタリングを開始しました。2015年からは新たな植生調査を導入し、被害の程度を数値的に評価する取り組みも進めています。2016年には「箱根地域仙石原湿原等におけるシカ対策に係る提言」がとりまとめられ、行政・研究者・民間団体による連携の必要性が明示されました。

2017年10月には、自然公園法に基づく「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業計画」（農林水産省・環境省）が策定され、仙石原湿原についてはニホンジカの影響の完全排除を目指す目標を明確にしました。2019年4月には「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業ニホンジカ管理実施計画」（環境省・神奈川県・箱根町）が策定され、環境省、神奈川県及び箱根町が連携して具体的な管理対策の実行に取組みました。この5ヵ年計画において計画されていた対策は概ね実施し、仙石原湿原を囲むように植生保護柵を設置したほか、広範な関係機関との連携した捕獲の推進や、仙石原湿原以外の場所への植生保護柵の設置などの取り組みが進められました。本計画は2024年3月で終了しましたがシカの影響は軽減されておらず、後述の「富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理協議会」を設立し、引き続き取り組みの強化を行っています。

● 協議会の設置と官民連携による対策の強化

シカ対策のさらなる強化と、多様な主体の協力体制の構築を目的に、2024年2月「富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理協議会」を設立しました。この協議会には東京神奈川森林管理署、静岡森林管理署、神奈川県、静岡県、箱根町、さらには地域で活動する民間団体が参加しています。同年には前述の協議会により「富士箱根伊豆国立公園箱根地域ニホンジカ管理計画」も策定され、同年4月より本格的な取組みが開始されました。

箱根地域は国立公園の中でも私有地の割合が多く6割を超えており、他地域にはない特徴を持っています。そのため、行政機関だけでは管理には限界があり、地域住民や民間団体といった地元のプレーヤーの協力が不可欠です。こうした背景から、民間団体との協働による「官民協働型」の取組みが開始されました。自由度が高く、地域事情に精通した民間の力を活用することで、行政の施策を補完し、より柔軟かつ効果的なシカ対策が可能となります。



図2：民間団体イベント

● 箱根地域における捕獲の取組み

前述の官民協働型の対策を進めるにあたり、環境省は地元狩猟団体及び自治体などとの円滑な連携、協働で行う捕獲の在り方を検討しています。

箱根町内での捕獲は基本的に神奈川県猟友会箱根支部（以下、「猟友会箱根支部」）によって実施されており、令和2年から捕獲数が右肩上がりに多くなっている状況です（図3参照）。現在箱根支部の会員数は15名で、捕獲手法は罠による捕獲の他に銃器による捕獲も行われています。

環境省の捕獲では、駒ヶ岳・神山山城を「駒ヶ岳モデル地区」と設定し、効率的な捕獲方法・捕獲時期の検討を行っています。山麓部での捕獲は猟友会箱根支部、山頂では民間事業者の捕獲といったゾーニングを行って捕獲を実施しています。

箱根地域は、前述の通り観光客が多く訪れる地域であり、他地域に比べ人目がある状況の中で捕獲を進めなければなりません。そのため、昔から箱根地域で捕獲を行ってきた猟友会箱根支部の知識と経験は、今後箱根のシカ対策を進めていく中で必要不可欠となっています。

後述の課題でも述べている、広範な地域との連携においても地元猟友会との協力を得ながら、今後もシカ対策を行っていく予定です。

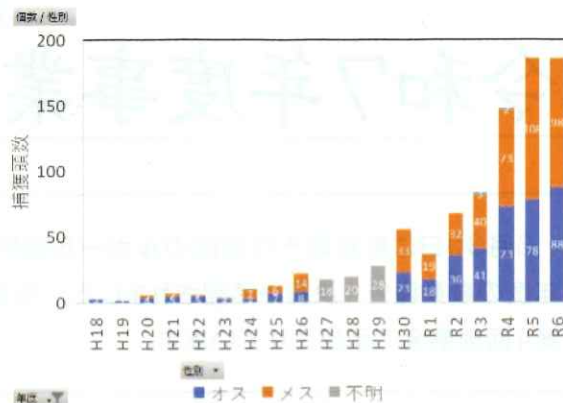


図3. 箱根町におけるシカの年間捕獲数（箱根町提供）

● 今後の課題と展望

今後の課題としては、大きく4つ考えられます。

1つ目は、箱根町を囲む近隣市町との連携強化です。箱根町域のみでの対策には限界があり、シカの移動は行政区域の枠を超えて広範囲にわたっているため、周辺自治体と一体となった広域的なシカ対策が不可欠です。周辺自治体と情報共有や連携を深めることで、より効果的かつ効果的な対策が可能となります。

2つ目として、前述のとおり箱根地域は私有地の割合が6割を超えているため、行政機関が行う捕獲対策だけでは私有地内が抜け穴となっており、被害が増加していくことが考えられます。そのため、現在協議会の構成員となっている民間セクターだけでなく多くの地権者との合意形成や民間団体との協働が必要となります。地元の理解や地元のNPO団体・観光関係者と連携するなど、所有地内での対策が行えることで、行政単独では実現しにくい柔軟な対応が可能となります。また、箱根地域ならではのシカ対策が行えることが見込まれます。地権者への丁寧な説明と協力体制を通じて、地域ぐるみのシカ管理体制の確立を進めていくことが今後の鍵となると考えられます。

シカに関する問題は箱根だけでなく、日本全国で直面している課題となっています。そのため、現在関わっている行政機関だけでなく、多くの方々の理解と協力があることが今後のシカ対策には、必要と考えられます。箱根町の観光客数は年間2000万人を超えており、この観光客はインバウンドだけでなく首都圏からの来訪者も多く存在します。

3つ目として、今後は箱根を訪れる多くの観光客に対して、箱根が抱えているシカ対策の課題や箱根の自然環境について理解を促すことで、箱根地域だけでなく全国各地のシカ対策への理解が深まり、より多くの協力が図れると考えられます。

最後の課題として、鳥獣対策においての人手不足が深刻化している現在、より多くの子供たちに対し、箱根地域の自然環境や、箱根で起こっているシカに関する問題について伝えていくことは重要な課題と考えられます。

2026年に富士箱根伊豆国立公園指定90周年を迎えるにあたり、自然と共生しながら持続可能な地域づくりを進めるために、今後も多様な関係者と一体となって取組みを進めていきます。

令和6年度事業・決算 及び 令和7年度事業計画・予算の報告

6月30日に東京都千代田区のルポール麹町において、令和7年度定時総会が開催され、令和6年度の事業報告・決算が承認されました。令和7年度の事業計画・予算は、3月26日の令和6年度第4回理事会で承認されています。

● 令和7年度定時総会の概要

会の冒頭、関係省庁の来賓の方々からご挨拶をいただきました。続いて、昨年の定時総会以降に勇退された都道府県猟友会長への感謝状の贈呈と6年度の構成員数増加率上位の都道府県猟友会の表彰を行いました。

議事では、日向野栃木県猟友会会長が議長に選出され、次の議案が承認されました。

- 第1号議案 令和6年度の事業報告について
- 第2号議案 令和6年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認について
- 第3号議案 理事及び監事の選任（補欠選任）について
- 第4号議案 理事及び監事の報酬等の額について

<表彰猟友会>

◇構成員（総数）増加率上位猟友会

- 第1位 一般社団法人 沖縄県猟友会
- 第2位 一般社団法人 北海道猟友会
- 第3位 公益社団法人 岩手県猟友会

◇第一種銃猟構成員増加率上位猟友会

- 第1位 一般社団法人 北海道猟友会
- 第2位 一般社団法人 滋賀県猟友会
- 第3位 一般社団法人 沖縄県猟友会

<大日本猟友会 役員>

役 職	氏 名	現 職
会 長	佐々木 洋平	岩手県猟友会会長
副会長	尾上 貞夫	和歌山県猟友会会長
同	日向野 義幸	栃木県猟友会会長
同	池田 富夫	新潟県猟友会会長
同	大野 恵章	岐阜県猟友会会長
同	國武 訓扶衛	広島県猟友会会長
同	中園 功一	鹿児島県猟友会会長
専務理事	齊藤 眞（新）	大日本猟友会
理 事	生駒 純一	宮城県猟友会会長
同	安藤 忠幸	神奈川県猟友会会長
同	金澤 俊二郎	静岡県猟友会会長
同	辻森 金市	石川県猟友会会長
同	西村 義一	京都府猟友会会長
同	中村 伸一（新）	岡山県猟友会会長
同	安藤 勝俊	愛媛県猟友会会長
同	不老 安正	福岡県猟友会会長
同	渡部 昂一	宮崎県猟友会会長
監 事	細田 信男	島根県猟友会会長
同	八尾 明（新）	東京都猟友会会長

※任期は、令和8年6月（予定）の定時総会まで



令和7年度定時総会



令和7年度定時総会



佐々木洋平会長



日向野義幸議長（栃木県猟友会会長）



自民党鳥獣議連前会長 二階俊博先生



自民党鳥獣議連会長 高市早苗先生



自民党鳥獣議連副会長 山谷えり子先生



自民党鳥獣議連幹事長 城内実先生



自民党鳥獣議連幹事長代理 宮下一郎先生

令和6年度事業内容の概要

令和6年度は、令和5年度初頭まで続いた新型コロナウイルス感染症に係る行動制限等の影響もなく、本会に寄せられている社会的要請に応え、その使命を全うするため、積極的な事業実施に取り組みました。

特に、令和6年度は本会の法人設立85周年に当たることから、9月に「安全狩猟射撃全国大会」を福岡県で開催し、10月に東京で記念式典を開催するとともに、定時総会等をはじめ理事会や各委員会やブロック会議等を予定どおり実施しました。

また、「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する（平成23年比）」という国の目標の達成に向け、捕獲、個体数管理の強化を都道府県猟友会を挙げて取り組みました。さらに、捕獲の重要な担い手である第一種銃猟構成員の長期的な減少傾向への対策として、新規加入者の増加に向けた事業にも積極的に取り組みました。加えて、銃刀法改正案や鳥獣保護管理法改正案の国会提出に際しては、法令の運用等において狩猟者への不当な規制強化とならないよう、十分な支援措置について自民党鳥獣議連や政府等に積極的な働きかけを行いました。

令和6年度の収支については、幹旋売上額は狩猟読本の販売が大幅に増加しましたが、概ね平年並みを維持し、基本財産運用益も安定した収入を確保しており、財政状況としては健全な状態を維持しています。

1. 構成員数

令和6年度末時点の構成員数は、本会や各都道府県猟友会の会員増加のための取組み等の成果もあって、第一種銃猟構成員の減少は997人に留まり、わな猟構成員は545人増加して、総数では前年度から0.5%の減となりました。

また、女性構成員については、4,164人と365人増加し、全構成員の4.1%となりました。

構成員数

種別	わな猟	網猟	第一種銃猟	第二種銃猟	合計
4年度	40,420	268	59,092	2,723	102,503
5年度	40,572	234	57,574	2,688	101,068
6年度	41,117	216	56,577	2,651	100,561

単位：人

2. 重点的実施事業

(1) シカ・イノシシの捕獲強化の推進

「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する（平成23年比）」という国の目標の達成に向けて、都道府県猟友会の理解・協力を得て、国や地方自治体の捕獲強化に関する事業に全面的な支援・協力

(2) 新規ハンター構成員の増加対策の推進

前年度に引き続き狩猟者育成確保のための各種助成金を都道府県猟友会に支出し、特に減少が続く第一種銃猟構成員の新規参入者の増加に注力

(3) 農林水産省交付金事業の実施

農林水産省の鳥獣被害対策基盤支援事業「広域捕獲選抜部隊体制整備事業」を岩手県猟・和歌山県猟の協力のもとに実施

(4) 狩猟やジビエ利活用に関する情報発信の推進

WEBサイトを活用した情報発信を随時実施

3. 継続事業

(1) 各種都道府県猟友会助成金の配賦

助成金総額 191,946 千円

(2) 狩猟事故共済保険事業

(令和6年度保険金支払件数・金額)

年度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
4年度	0	2	7	178	187	46,481
5年度	1	4	11	210	226	52,207
6年度	1	0	12	156	169	48,003

単位：千円

(3) ジビエ利活用の推進

(4) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・幹旋

(5) 会報・講習会用ポスターの作製・配付

(6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成

(7) 功労者の表彰等

(8) 災害見舞金

(9) 狩りマップの提供

(10) 野生鳥獣感染症調査等への協力

(11) 中央環境審議会自然環境部会への参加

(12) 基本財産その他財産管理等

● 令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	6 年 度					(参考) 5 年 度
	事業会計	共済会計	法人会計	内部取引消去	計	
I 資産の部						
1. 流動資産	363,456,128	342,470,871	242,944,293	△ 310,479,664	638,391,628	551,132,459
2. 固定資産	1,001,307	716,245,000	430,794,298	0	1,148,040,605	1,148,800,940
(1) 基本財産	0	670,340,000	287,791,478	0	958,131,478	964,121,478
(2) 特定資産	0	0	140,748,338	0	140,748,338	134,285,221
(3) その他固定資産	1,001,307	45,905,000	2,254,482	0	49,160,789	50,394,241
資 産 合 計	364,457,435	1,058,715,871	673,738,591	△ 310,479,664	1,786,432,233	1,699,933,399
II 負債の部						
1. 流動負債	78,768,080	384,472,459	331,762,505	△ 310,479,664	484,523,380	399,566,626
2. 固定負債	0	136,222,082	9,737,103	0	145,959,185	149,315,468
負 債 合 計	78,768,080	520,694,541	341,499,608	△ 310,479,664	630,482,565	548,882,094
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	285,689,355	538,021,330	332,238,983	0	1,155,949,668	1,151,051,305
正 味 財 産 合 計	285,689,355	538,021,330	332,238,983	0	1,155,949,668	1,151,051,305
負債及び正味財産合計	364,457,435	1,058,715,871	673,738,591	△ 310,479,664	1,786,432,233	1,699,933,399

大日本猟友会の会費（構成員納入金）のご案内

本会の会費は、次のとおりとなっています。

都道府県猟友会の会費納入の際に、本会会費も併せて納入をお願いします。

種 別	会費の額	うち共済掛金額
第一種銃猟	4,800 円	1,500 円
第二種銃猟	3,300 円	750 円
わな猟	2,300 円	750 円
網 猟	2,300 円	750 円

* 第一種銃猟と他の複数の狩猟免許・狩猟登録の方は、第一種銃猟構成員として加入して下さい。

令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	6年度				(参考) 5年度
	事業会計	共済会計	法人会計	計	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	17,371,442	22,453,500	0	39,824,942	43,313,497
特定資産運用益	0	0	0	0	0
受取会費	0	117,852,000	257,524,500	375,376,500	379,578,900
事業収益	144,233,011	0	0	144,233,011	102,625,589
支払備金戻入額	0	336,142,677	0	336,142,677	323,608,219
受取補助金等	5,652,873	0	0	5,652,873	53,315,065
雑収益	149,913	623,519	1,781,221	2,554,653	1,056,847
経常収益計	167,407,239	477,071,696	259,305,721	903,784,656	903,498,117
(2) 経常費用					
事業費	293,804,888	483,540,042	0	777,344,930	761,755,635
租税公課	44,921,359	3,534,240	0	48,455,599	30,801,082
支払助成金	160,243,490	31,000,000	0	191,243,490	199,366,000
共済費	0	48,003,320	0	48,003,320	52,206,903
支払備金繰入額	0	384,359,209	0	384,359,209	336,142,677
幹旋仕入れ	35,963,794	0	0	35,963,794	26,048,970
事業管理費	44,326,730	17,867,493	0	62,194,223	78,334,872
管理費	0	0	56,085,092	56,085,092	24,859,023
経常費用計	338,131,618	501,407,535	56,085,092	895,624,245	864,949,530
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 170,724,379	△ 24,335,839	203,220,629	8,160,411	38,538,587
基本財産評価損益額	0	△ 5,990,000	0	△ 5,990,000	18,160,000
投資有価証券評価損益等	0	95,000	0	95,000	10,955,000
評価損益等計	0	△ 5,895,000	0	△ 5,895,000	29,115,000
当期経常増減額	△ 170,724,379	△ 30,230,839	203,220,629	2,265,411	67,653,587
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	138,555,034	0	138,555,034	141,607,046
責任準備金戻入	0	138,295,034	0	138,295,034	141,047,046
(2) 経常外費用	0	138,855,034	0	138,855,034	138,855,034
責任準備金繰入	0	135,662,082	0	135,662,082	138,295,034
当期経常外増減額	0	2,632,952	0	2,632,952	2,752,012
当期一般正味財産増減額	3,258,677	△ 27,597,887	29,237,573	4,898,363	70,405,599
一般正味財産期首残高	282,430,678	565,619,217	303,001,410	1,151,051,305	1,080,645,706
一般正味財産期末残高	285,689,355	538,021,330	332,238,983	1,155,949,668	1,151,051,305
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	285,689,355	538,021,330	332,238,983	1,155,949,668	1,151,051,305

● 令和7年度事業計画・予算の概要

I. 令和7年度事業の基本的な方針

令和7年度も、都道府県猟友会との情報交流、狩猟者の育成や事故防止対策等の事業に積極的に取り組みます。

特に、国の「シカ・イノシシの生息数を令和10年度までに半減する（平成23年比）」との「抜本的鳥獣捕獲強化対策」に都道府県猟友会を挙げて取り組むとともに、引き続き新規ハンターの増加に積極的に取り組みます。

また、「安全狩猟射撃全国大会」を再開させる他、各種会議や委員会、ブロック会議等を開催し、猟友会及び狩猟者のステータスを高めることを大きな目標として、各般の重要な事業に取り組み、確実に成果を挙げることを目指します。

II. 重点的実施事業

(1) シカ・イノシシの捕獲強化の推進

- ・国や地方自治体の捕獲強化に関する事業に全面的

に協力するとともに、捕獲者としての視点から、政府の方針や計画に対して的確に助言・提言

- ・第一種銃猟初心者のための体験狩猟ができる実践場所の創設

(2) 新規第一種銃猟構成員の増加対策の推進

支援事業や初級構成員の意欲・技術向上事業等の実施期間を延長、若手構成員の増加に向けた取り組みを推進

(3) 狩猟者のための法令の見直しへの対応

銃刀法や鳥獣法等の運用等が狩猟者への不当な規制強化とならないよう、支援措置等について、自民党鳥獣議連を通じて活発に議論

(4) 農水省交付金事業に対する提案

令和4～6年度に農水省事業を実施した経験を踏まえて、「事業としての捕獲体制のあり方」を同省に提案

III. その他の事業

共済保険事業の運営、狩猟関連物品の斡旋販売、国の各種調査等への協力等の継続事業については、引き続き適正かつ円滑な実施に努めます。

● 令和7年度予算の概要

令和7年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考) 6年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	16,600	26,600	43,200	59,500
受取会費	259,875	118,875	378,750	384,110
事業収益	102,600	336,142	438,742	447,510
支払備金等戻入額	0	336,142	336,142	323,610
物品販売売上	102,600	0	102,600	123,900
雑収益	470	580	1,050	2,175
経常収益計	379,545	482,197	861,742	893,295
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	108,176	51,504	159,680	138,330
役員報酬	5,250	2,250	7,500	0
給料手当	30,450	13,050	43,500	39,000
助成金	184,200	30,500	214,700	228,800
調査事業費等	2,200	0	2,200	6,000
販売物品等仕入	56,161	11,725	67,886	67,886
帽子ベスト作成費	11,725	11,725	23,450	23,450
情報発信事業	11,500	1,500	13,000	20,000
共済費	0	52,000	52,000	60,000
支払備金繰入	0	334,142	334,142	323,610
事故防止対策基金積立	0	0	0	10,000
予備費	10,000	0	10,000	10,000
経常費用計	376,308	482,002	858,311	875,113
(2) 借入金返済額	0	0	0	0
支出計	376,308	482,002	858,311	875,113
収支差額	3,237	195	3,431	18,182

▽法人設立八十五周年記念事業について

大日本猟友会は、令和6年8月1日をもって、「法人設立八十五周年」を迎えました。

構成員の皆様には、戦前からこれまでの85年という長きに亘りご支援いただいていることに対し、心より御礼申し上げます。

本会では、この八十五周年を記念し、昨年10月30日に東京で記念式典・祝賀会を開催し、浅尾慶

一郎環境大臣を始め国会議員24名、関係省庁、関係団体の皆様にご出席賜り、多くのご祝辞やスピーチを頂きました。

また、浅尾慶一郎環境大臣より、「鳥獣保護・違法捕獲及び狩猟事故の未然防止等会員の指導等適正狩猟の推進」に貢献したことにより、8名の方々が感謝状を下付されました。

【八十五周年記念式典・祝賀会】

日時 令和6年10月30日（水）

会場 帝国ホテル東京（千代田区内幸町）

環境大臣感謝状授与者

池田 富夫 大日本猟友会副会長

尾上 貞夫 大日本猟友会副会長

金澤 俊二郎 大日本猟友会理事

安藤 勝俊 大日本猟友会理事

細田 信男 大日本猟友会監事

渡部 昂一 大日本猟友会前副会長

阪口 顯 元大日本猟友会副会長

澤地 忠彦 元大日本猟友会監事

一般社団法人新潟県猟友会会長

一般社団法人和歌山県猟友会会長

一般社団法人静岡県猟友会会長

一般社団法人愛媛県猟友会会長

一般社団法人島根県猟友会会長

一般社団法人宮崎県猟友会会長

元一般社団法人大阪府猟友会会長

元公益社団法人東京都猟友会会長

9月22日には、福岡県立総合射撃場において、「安全狩猟射撃全国大会」を開催しました。

射撃大会については、平成17年度までは全国大会が開催されていましたが、その後は各ブロック大会に移行していましたので、八十周年記念の全国大会に続き、5年ぶりの全国大会となり、各都道府県猟友会から選抜された代表選手・チームによる熱戦により、下記の方々が入賞しました。

【安全狩猟射撃全国大会】

日時 令和6年9月22日（日）

会場 福岡県立総合射撃場（福岡県筑紫野市）

Aクラス（65歳以下）

優勝：金森瑞照（奈良県） 準優勝：加藤貴士（兵庫県） 3位：稲垣圭介（東京都）

Bクラス（66歳以上）

優勝：小松久雄（山形県） 準優勝：古澤恒雄（埼玉県） 3位：中村雅太（岡山県）

Cクラス（レディース）

優勝：米山美希（長野県） 準優勝：高橋玲（青森県） 3位：宗安愛美（岡山県）

団体

優勝：長野県 準優勝：山形県 3位：埼玉県



浅尾慶一郎環境大臣ご祝辞



庄子賢一農林水産大臣政務官ご祝辞



池田富夫 新潟県猟友会会長



尾上貞夫 和歌山県猟友会会長



金澤俊二郎 静岡県猟友会会長



安藤勝俊 愛媛県猟友会会長



細田信男 島根県猟友会会長



渡部昂一 宮崎県猟友会会長



阪口顯 元大阪府猟友会会長



澤地忠彦 元東京都猟友会会長



安全狩猟射撃全国大会



安全狩猟射撃全国大会

猟銃用実包管理帳簿

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名

- ☐ 散弾(スラッグ弾) ①銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ 散弾(番径 番)(a:BB弾, b:その他) ②銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
☐ ライフル弾() ③銃種(散弾銃/ライフル銃) 銃番号() 番径(番)
 ※1

年 月 日	使用目的※2	区 分 ※3	数 量	残 数	相手方の住所・氏名 /消費場所	備 考 ※4
前年度繰越						
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
年 月 日	狩・有・指・標					
計						

- ※1 当帳簿は実包の種類ごとに作成・記録するものとし、該当の実包にチェックし、散弾は()内に番径を記載する。ライフル弾は()内に名称(例:30カービン)を記載する。
 ※2 「使用目的」欄は、該当の事項に○をつける。 狩:狩猟 有:有害鳥獣駆除 指:指定管理鳥獣等捕獲 標:標的射撃
 ※3 「区分」欄には、法令に定める「製造」「譲渡」「譲受」「購入」「交付(した)」「保管委託する場合」「交付(された)」「保管委託した実包を払い出す場合」「消費」「廃棄」から該当するものを記載する。
 ※4 「備考」の欄には、その実包消費に使用した銃の番号(氏名下記載の①②③)を記載する。銃が1丁のみの場合は記載不要。また、必要に応じ、捕獲対象の鳥獣の種類や散弾の場合はBB弾又はその他の散弾の別をa,bで記載する。

猟銃用雷管・火薬管理帳簿（ライフル実包の製造用）

年 月 日 ～ 年 月 日

氏名

年 月 日	猟銃用雷管(個)			火 薬(グラム)			購入先の住所・氏名	備 考
	購入数	製造数	残数	購入量	使用量	残量		
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
年 月 日								
計								

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成 22 年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治資金規正法に基づく政治団体で、狩猟や野生鳥獣管理に理解の深い「自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟」(略称: 鳥獣議連、会長: 高市早苗議員) 所属の国会議員などに対する各種要請活動や政治活動支援、選挙応援、狩猟に関する普及広報などの活動を行っています。

連盟の運営は、構成員の皆様からの寄附金(寄附金目安額: 1 人 200 円以上)を原資としていますので、今年も皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

▼令和6年(R6.1.1~R6.12.31)の活動概要

(1) 鳥獣議連等を通じた各種要請活動等

自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟(鳥獣議連、会長: 高市早苗議員)等を通じ、狩猟税減免措置の延長を要望しました。

また、ハーフライフル銃をライフル銃として取り扱う銃刀法改正については、鳥獣被害対策に影響を及ぼさないよう1年目からの所持許可を可能とするなど、各省庁に対して法令改正等を働きかけ、併せて捕獲体制の確立を目指した提案を行いました。

さらに、国の予算である「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、昨年に引き続き、本年も「広域捕獲選抜部隊体制整備事業」を獲得しました。

(2) 狩猟関係議員等に対する支援

自民党鳥獣議連所属議員を始めとする政府与党の鳥獣・狩猟関係議員に対する政経パーティ・フォーラム等への出席による支援等を引き続き行いました。

また、関係者懇談会等の与党主催行事等に積極的に参加し、良好な信頼関係の継続・強化や大日本猟友会の要望の周知に努めました。さらに、各会員(都道府県猟友会会長)による活動に対する支援を行いました。

(3) 選挙応援等

10 月には自民党総裁の交代に伴い、衆議院の総選挙が実施されました。

本連盟では、会長のリーダーシップの下、早い段階から解散・総選挙に備えていたこともあ

り、推薦証・為書の贈呈や陣中見舞いをはじめとする政府与党の鳥獣・狩猟関係の候補者を対象とした迅速かつ活発な選挙応援活動を展開し、関係議員からの信頼度を一層高めました。

▼令和7年の事業計画

令和7年においても、引き続き自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連）等を通じ、銃刀法の規制緩和等に関する大日本猟友会としての要望活動を積極的に展開します。

選挙応援については、重要な都道府県知事選挙等

に積極的に対応していくとともに、衆議院議員選挙がいつ行われても十分な応援が可能となるよう、昨年に引き続き

選挙対策積立基金として予算を計上し、情報の収集及び諸般の準備を進めることとします。

○令和6年決算（R6.1.1～R6.12.31）

（単位：円）

科 目	令和6年	（参考）令和5年
I 収入の部		
1. 寄付金（個人：構成員）	17,237,870	18,659,680
2. その他の収入（利息等）	1,335	94
収入合計	17,239,205	18,659,774
II 支出の部		
1. 経常経費	1,342,853	1,276,760
2. 政治活動費	9,033,452	7,060,678
(1) 組織活動費	3,832,552	6,433,889
(2) 選挙関係費	5,200,900	626,789
3. 予備費	0	0
4. 選挙対策積立金	10,000,000	20,000,000
支出合計	20,376,305	28,337,438
収支差額	△ 3,137,100	△ 9,677,664
前年度繰越金	15,512,758	27,434,924
繰越収支差額	12,375,658	17,757,260
参考：選挙対策積立金残高（令和6年末）	30,000,000	

○令和7年予算（R7.1.1～R7.12.31）

（単位：円）

科 目	7年予算	（参考）6年予算
I 収入の部		
1. 寄付金（個人）	20,200,000	20,400,000
4. その他の収入（利息等）	1,000	100
収入合計	20,201,000	20,400,100
II 支出の部		
1. 経常経費	1,460,000	1,700,000
2. 政治活動費	29,000,000	22,000,000
3. 予備費	2,000,000	2,000,000
4. 選挙対策積立金	0	10,000,000
支出合計	32,460,000	35,700,000
収支差額	△ 12,259,000	△ 15,299,900
前年度繰越金	12,375,658	15,512,758
繰越収支差額	116,658	212,858

統計資料

1. 猟銃等所持者数・狩猟免許保有者数・大日本猟友会構成員数の推移

(単位：人)

年度	猟銃等 所持者数	狩猟免許保有者数						大日本猟友会構成員数					
		第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性	第一種 銃猟	第二種 銃猟	わな猟	網 猟	合 計	内女性
S60	337,385	297,014	15,672	13,581		326,267	1,006	261,867	4,936	3,160		269,963	
S61	321,483	297,767	15,787	14,204		327,758	989	247,357	4,636	3,230		255,223	
S62	307,450	299,314	15,811	15,187		330,312	1,043	237,598	4,288	3,313		245,199	
S63	290,999	259,074	14,426	15,133		288,633	894	228,867	4,231	3,355		236,453	
H 1	278,946	257,879	14,576	15,835		288,290	854	219,355	3,982	3,305		226,642	
H 2	269,132	258,129	14,791	16,605		289,525	890	213,102	3,949	3,274		220,325	
H 3	260,520	229,238	14,572	16,495		260,305	928	207,066	3,995	3,365		214,426	
H 4	254,379	227,505	14,908	17,338		259,751	946	199,610	3,940	3,461		207,011	
H 5	248,095	231,991	15,404	19,008		266,403	994	192,682	3,778	3,727		200,187	
H 6	241,593	208,776	15,278	19,886		243,940	995	187,481	3,833	3,873		195,187	
H 7	235,675	208,553	16,141	21,297		245,991	991	179,060	3,694	4,033		186,787	
H 8	229,880	209,332	16,205	22,293		247,776	1,107	173,073	3,588	4,362		181,023	
H 9	222,921	187,450	16,012	23,754		227,216	957	168,694	3,610	4,875		177,179	
H10	211,129	188,836	16,204	25,632		230,672	1,019	159,811	3,332	5,319		168,462	
H11	204,854	189,201	16,137	28,343		233,681	1,081	153,671	3,272	6,070		163,013	
H12	198,535	170,464	8,499	31,271		210,234	1,006	148,587	3,223	7,221		159,031	
H13	193,007	169,523	6,868	34,681		211,072	953	141,416	3,166	8,276		152,858	
H14	186,973	169,691	4,748	38,041		212,480	1,092	135,920	3,185	9,613		148,718	
H15	171,925	152,257	3,775	41,440		197,472	1,145	131,713	3,205	10,993		145,911	
H16	171,622	151,205	3,469	43,656		198,330	1,227	125,291	2,857	11,510		139,658	
H17	166,579	152,780	3,290	47,552		203,622	1,213	120,280	2,742	12,593		135,615	
H18	160,813	135,333	2,754	47,140		185,227	1,217	115,412	2,551	13,251		131,214	
H19	158,173	135,960	2,631	51,597	38,717	228,905	1,372	110,618	2,395	14,082	462	127,557	
H20	152,938	135,352	2,497	53,571	30,113	221,533	1,599	104,391	2,255	15,191	483	122,320	
H21	142,294	117,497	2,194	57,818	8,366	185,875	1,539	99,083	2,192	17,795	496	119,566	
H22	131,766	116,506	2,119	64,321	7,268	190,214	1,708	91,263	2,142	20,435	481	114,321	
H23	122,515	116,122	2,080	72,892	7,324	198,418	1,912	84,469	2,072	24,397	468	111,406	
H24	113,942	96,242	1,875	76,042	6,510	180,669	2,037	79,407	2,125	25,870	459	107,861	
H25	107,651	96,351	1,876	80,630	6,470	185,327	2,636	75,166	2,205	27,431	468	105,270	
H26	102,300	97,981	1,926	87,057	6,798	193,762	3,184	71,767	2,287	29,732	456	104,242	
H27	98,638	88,592	1,921	92,883	6,687	190,083	4,181	70,213	2,243	32,514	414	105,384	1,183
H28	96,232	91,174	1,993	99,893	7,081	200,141	5,145	68,651	2,203	34,003	401	105,258	1,571
H29	94,726	93,718	2,029	106,388	7,415	209,550	6,328	67,444	2,194	35,788	360	105,786	1,908
H30	93,034	88,009	1,960	110,010	7,298	207,277	7,301	65,905	2,742	36,059	344	105,050	2,127
R 元	92,340	90,010	2,024	115,559	7,824	215,417	8,075	63,747	2,671	37,477	340	104,235	2,458
R 2	89,820	90,034	1,978	118,945	7,537	218,493	8,625	61,867	2,718	39,050	319	103,954	2,751
R 3	87,973	84,417	1,916	119,464	7,573	213,370	10,138	60,579	2,658	40,468	280	103,985	3,082
R 4	86,499							59,092	2,723	40,420	268	102,503	3,469
R 5	84,679							57,574	2,688	40,572	234	101,068	3,799
R 6	82,164							56,577	2,651	41,117	216	100,561	4,164

※複数免許保有者あり、合計は延人数

※ H19 年度からわな猟・網猟免許分離、H18 年度以前（甲種免許）はわな猟欄に記載

※猟銃等所持者数は12月末、他は3月末の数字

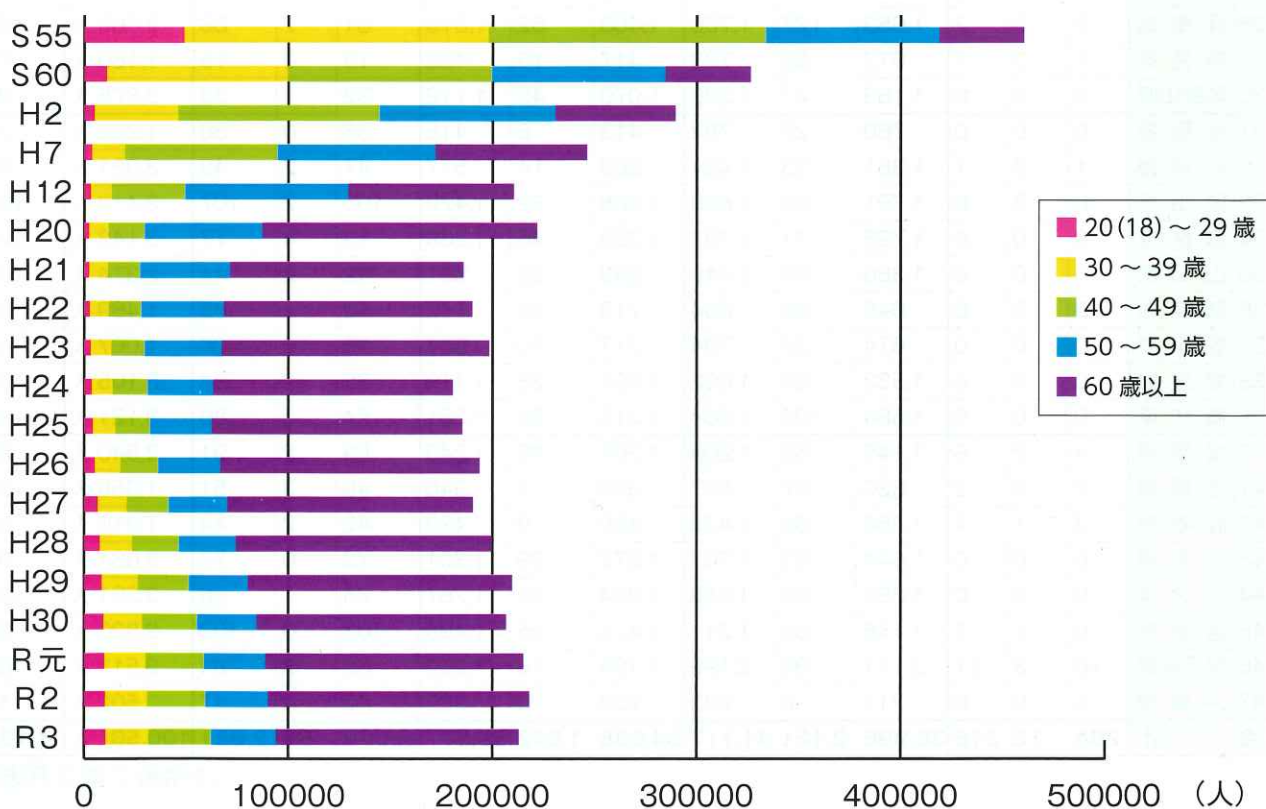
2. 年代別狩猟免許保有者数

(単位：人)

年度	20(18)～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合 計
(S55 割合)	10.6%	32.3%	29.5%	18.4%	9.2%	100.0%
S 5 5	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S 6 0	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H 2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H 7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H 1 2	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H 2 0	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H 2 1	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H 2 2	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H 2 3	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H 2 4	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H 2 5	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H 2 6	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H 2 7	6,574	13,995	20,700	28,494	120,292	190,083
H 2 8	7,647	15,704	23,179	28,208	125,389	200,141
H 2 9	8,540	17,433	25,281	29,016	129,115	209,550
H 3 0	9,381	18,777	27,246	29,135	122,065	207,277
R 元	9,798	19,991	29,057	29,979	126,137	215,417
R 2	9,889	20,449	29,991	30,775	127,388	218,493
R 3	10,393	20,986	31,066	31,791	119,105	213,376
R 3 割合	4.9%	9.8%	14.6%	14.9%	55.8%	

(出典：環境省資料)

- 備考：①年齢不明があるため、年代別保有者数を足し合わせた数値と合計値が合わない場合がある。また、数値は延人数（重複保有あり）。
 ②平成 19 年度に網・わな猟分離
 ③平成 27 年度より網・わな猟免許は 18 歳から



3. 都道府県猟友会別 構成員数

(単位:人)

No.		網 獵			わ な 獵			第一種銃獵			第二種銃獵			構成員総数	(内 女性)
		男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計		
1	北海道	0	0	0	608	52	660	4,689	305	4,994	90	5	95	5,749人	362人
2	青森県	1	0	1	102	6	108	833	29	862	17	1	18	989人	36人
3	岩手県	0	0	0	566	54	620	1,393	43	1,436	25	0	25	2,081人	97人
4	宮城県	11	0	11	670	38	708	1,079	35	1,114	31	1	32	1,865人	74人
5	秋田県	1	0	1	93	7	100	1,274	40	1,314	10	0	10	1,425人	47人
6	山形県	0	0	0	423	33	456	1,218	33	1,251	25	3	28	1,735人	69人
7	福島県	0	0	0	728	26	754	1,747	31	1,778	54	3	57	2,589人	60人
8	新潟県	61	2	63	388	23	411	1,636	65	1,701	29	1	30	2,205人	91人
9	茨城県	13	1	14	385	16	401	1,363	32	1,395	119	4	123	1,933人	53人
10	栃木県	3	0	3	618	23	641	1,321	34	1,355	50	3	53	2,052人	60人
11	群馬県	0	0	0	380	19	399	1,223	34	1,257	36	5	41	1,697人	58人
12	埼玉県	3	0	3	209	8	217	1,674	68	1,742	84	1	85	2,047人	77人
13	千葉県	20	0	20	348	27	375	1,666	53	1,719	67	5	72	2,186人	85人
14	東京都	2	0	2	73	6	79	1,569	95	1,664	74	5	79	1,824人	106人
15	神奈川県	0	0	0	112	8	120	1,627	70	1,697	45	0	45	1,862人	78人
16	山梨県	0	0	0	386	42	428	1,387	55	1,442	25	1	26	1,896人	98人
17	静岡県	1	0	1	1,287	69	1,356	1,659	77	1,736	64	0	64	3,157人	146人
18	富山県	7	0	7	189	14	203	501	21	522	35	0	35	767人	35人
19	石川県	16	0	16	731	39	770	395	16	411	18	2	20	1,217人	57人
20	福井県	0	0	0	361	24	385	370	10	380	25	0	25	790人	34人
21	長野県	3	0	3	1,224	99	1,323	2,517	95	2,612	91	6	97	4,035人	200人
22	岐阜県	6	0	6	996	35	1,031	986	48	1,034	81	2	83	2,154人	85人
23	愛知県	11	0	11	687	54	741	832	29	861	85	3	88	1,701人	86人
24	三重県	0	0	0	915	52	967	988	27	1,015	50	1	51	2,033人	80人
25	滋賀県	0	0	0	322	11	333	622	26	648	31	0	31	1,012人	37人
26	京都府	6	2	8	771	51	822	824	34	858	38	0	38	1,726人	87人
27	大阪府	2	0	2	364	27	391	752	41	793	39	0	39	1,225人	68人
28	兵庫県	2	0	2	1,653	127	1,780	1,463	52	1,515	81	7	88	3,385人	186人
29	奈良県	1	0	1	672	56	728	417	15	432	19	0	19	1,180人	71人
30	和歌山県	0	0	0	1,183	47	1,230	1,070	42	1,112	32	1	33	2,375人	90人
31	鳥取県	0	0	0	760	22	782	413	5	418	36	0	36	1,236人	27人
32	島根県	1	0	1	1,351	53	1,404	563	14	577	47	2	49	2,031人	69人
33	岡山県	0	0	0	1,791	92	1,883	1,388	32	1,420	105	2	107	3,410人	126人
34	広島県	0	0	0	1,726	71	1,797	1,223	46	1,269	73	4	77	3,143人	121人
35	山口県	0	0	0	1,380	69	1,449	849	32	881	42	2	44	2,374人	103人
36	徳島県	0	0	0	645	39	684	718	24	742	42	1	43	1,469人	64人
37	香川県	0	0	0	674	30	704	317	10	327	36	0	36	1,067人	40人
38	愛媛県	0	0	0	1,533	69	1,602	1,391	28	1,419	82	2	84	3,105人	99人
39	高知県	0	0	0	1,584	100	1,684	1,315	36	1,351	84	2	86	3,121人	138人
40	福岡県	4	2	6	1,145	58	1,203	1,204	36	1,240	89	2	91	2,540人	98人
41	佐賀県	2	0	2	630	27	657	339	7	346	48	3	51	1,056人	37人
42	長崎県	3	1	4	1,353	80	1,433	420	9	429	42	2	44	1,910人	92人
43	熊本県	0	0	0	1,644	63	1,707	1,272	29	1,301	73	0	73	3,081人	92人
44	大分県	0	0	0	1,862	96	1,958	1,234	33	1,267	65	1	66	3,291人	130人
45	宮崎県	6	1	7	1,146	65	1,211	1,474	25	1,499	103	0	103	2,820人	91人
46	鹿児島県	18	3	21	2,111	88	2,199	1,194	15	1,209	82	2	84	3,513人	108人
47	沖縄県	0	0	0	217	6	223	226	6	232	43	4	47	502人	16人
合 計		204	12	216	38,996	2,121	41,117	54,635	1,942	56,577	2,562	89	2,651	100,561人	4,164人

※令和7年3月末時点

4. 狩猟者登録種別別鳥獣捕獲数（登録狩猟）

（単位：羽・頭）

年 度	網 ・ わ な 猟			第 一 種 銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503
H 2 7	58,330	198,083	256,413	322,062	156,629	478,691
H 2 8	54,616	187,447	242,063	317,936	156,186	474,122
H 2 9	56,175	173,979	230,154	289,963	145,584	435,547
H 3 0	46,912	188,244	235,156	239,157	122,591	361,748
R 元	42,327	178,209	220,536	244,360	110,931	355,291
R 2	46,102	174,754	220,856	235,121	120,214	355,335
R 3	35,142	164,325	199,467	216,225	121,493	337,718

年 度	第 二 種 銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858
H 2 7	32,956	450	33,406	413,348	355,162	768,510
H 2 8	37,805	477	38,282	410,357	344,110	754,467
H 2 9	27,013	461	27,474	373,151	320,024	693,175
H 3 0	20,943	471	21,414	307,012	311,306	618,318
R 元	27,937	426	28,363	314,624	289,566	604,190
R 2	22,917	318	23,235	304,140	295,286	599,426
R 3	15,894	460	16,354	269,496	286,300	555,796

（出典：環境省資料）

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

（単位：頭）

年 度	登 録 狩 猟		有 害 鳥 獣 捕 獲 + 個 体 数 調 整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サ ル
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	272,600	25,100
H 2 5	156,700	176,800	296,200	336,500	19,800
H 2 6	174,400	189,900	346,200	398,100	27,200
H 2 7	166,100	168,700	387,600	424,900	25,100
H 2 8	162,700	161,100	457,700	418,200	25,100
H 2 9	143,300	157,800	409,200	443,000	23,200
H 3 0	142,300	142,900	462,600	429,400	23,500
R 元	132,800	137,400	507,800	465,500	—
R 2	123,100	148,700	555,800	526,100	—
R 3	104,100	150,500	424,500	574,500	—

（出典：環境省資料）

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 農業被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9
H28	1.6	3.7	1.2	2.7	9.2	8.2	42.8	1.6	3.4	56.0	65.2
H29	1.1	3.0	0.9	1.9	6.9	6.7	35.4	1.2	3.0	46.3	53.2
H30	0.8	2.6	0.6	2.3	6.3	5.9	35.8	1.0	2.8	45.5	51.8
R 元	0.7	2.3	0.8	1.7	5.5	5.5	33.8	1.0	2.7	42.9	48.4
R 2	0.7	1.9	0.6	1.6	4.7	5.2	29.7	0.9	3.0	38.7	43.4
R 3	0.4	1.6	0.4	1.3	3.8	4.2	22.1	0.7	2.5	29.5	33.3
R 4	0.4	1.5	0.4	1.2	3.6	3.8	24.0	0.7	2.2	30.6	34.2
R 5	0.4	1.5	0.4	1.2	3.6	3.8	29.5	0.6	3.3	37.3	40.9

(出典：農水省資料)

(2) 農業被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649
H28	310	1,618	480	1,077	3,485	5,072	5,634	1,031	1,941	13,678	17,163
H29	307	1,470	406	1,017	3,200	4,782	5,527	903	1,974	13,186	16,387
H30	237	1,425	307	928	2,897	4,733	5,410	823	1,915	12,881	15,777
R 元	236	1,329	602	974	3,141	4,619	5,304	860	1,876	12,660	15,801
R 2	213	1,379	391	1,034	3,016	4,553	5,642	855	2,043	13,093	16,109
R 3	190	1,313	345	1,006	2,854	3,910	6,097	752	1,901	12,661	15,516
R 4	171	1,343	364	878	2,755	3,638	6,499	714	1,955	12,807	15,563
R 5	176	1,339	333	840	2,687	3,627	6,954	711	2,385	13,676	16,363

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8
H28	5.6	0.3	0.6	0.5	0.2	7.1
H29	4.7	0.3	0.6	0.6	0.2	6.4
H30	4.3	0.2	0.6	0.7	0.1	5.9
R 元	3.5	0.2	0.4	0.6	0.2	4.9
R 2	4.2	0.2	0.3	0.7	0.3	5.7
R 3	3.5	0.1	0.4	0.7	0.2	4.9
R 4	3.3	0.1	0.5	0.6	0.2	4.6
R 5	3.2	0.1	0.5	1.2	0.2	5.2

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

(1) 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
件 数	1	0	0	1	0	0	0
丁 数	2	0	0	2	0	0	0
ライフル銃	1	0	0	0	0	0	0
散弾銃	1	0	0	0	0	0	0
空気銃	0	0	0	2	0	0	0

(2) 実包の盗難状況

区分 / 年度	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
件 数	1	1	2	0	0	0	0
個 数	471	12	505	0	0	0	0
ライフル実包	0	0	0	0	0	0	0
散弾銃実包	471	12	505	0	0	0	0

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・ 自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、**堅固な保管庫に収納し、猟銃と適合実包は同一建物内には保管しない。**
- ・ 保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に**目につかない場所**、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは**丈夫なネジ等でしっかり固定**する。

共済だより

I. 令和6年度の狩猟事故共済保険事業の報告

(1) 発生事故の概要

令和6年度の本会構成員による狩猟事故発生件数（※保険金支払件数とイコールではありません。）は、次ページ以下に詳細な報告がありますが、総数244件と前年度からわずかに減少し、過去5年間で1番少ない件数となりました。

その内訳は、他損死亡事故は0件、銃器による他損傷害事故が2件で誤射が原因でした。

自損傷害事故は合計234件で、前年度より28件減少し、こちらも過去5年間で最も少ない件数となりました。銃器による自損死亡事故は1件となりましたが、病死を含むその他の死亡事故が9件と前年同様、多く発生しました。

自損事故では、近年つまずきやスリップによる骨折や捻挫等に加え、くくりわなに掛かったイノシシなどに逆襲される事故が引き続き大変多くなっています。

また、クマによる襲撃もここ5年間、発生件数が多く、後遺障害を伴う重大なケガを負う事故も発生しています。

その他、急性心疾患などによる狩猟行為中の疾病発症による死亡が3件発生しており、いわゆる「シルバー狩猟者」には引き続き、日頃の健康・体調管理が大切なことが実感されます。

令和6年度も、転倒や転落等の事故が多く発生しています。

出猟前の準備運動を入念に行ってください、足元の装備もしっかりと整えて下さい。

くくりわな猟においては、獲物が掛かった際にワイヤーが切れたり外れたりすることのないよう留意することと、見回りや止め刺しの際は獲物の逆襲に十分な注意が必要です。

錯誤捕獲に関しては、今後もカモシカやクマがくくりわなに掛かった際の放獣については、単独かつ安易にわなから外すことは絶対に避けましょう。

そのような場合には、猟仲間や市役所・町村役

場等に連絡し、ベテランの方々との協力により安全に対処するようご注意ください。

(2) 共済保険事業内容の概要

令和6年度の共済保険事業は、前年度に比べ支払件数は169件と大きく減少し、支払総額も自損死亡事案の支払いは多く発生しましたが、前年度の52,206千円に比べて48,003千円と減少しました。積立金の運用益収入等もあり、概ね健全な状態を維持しつつ事業運営を行っています。

なお、前述のように令和6年度の事故発生件数も減少傾向にはありますが、これまでに発生した他損事故については今後保険金請求が行われますので、今後支払保険金増加の要因となることに留意が必要です。

また、保険金の支給を決定する狩猟事故共済審査委員会は概ね通常通りの開催となったほか、問題がないと考えられる申請案件は委員長専決により対応を行い、保険金支払いが遅れることのないよう努めました。

つまずきやスリップには細心の注意！

くくりわなは、**イノシシやクマ類の「逆襲」**に特に注意！

大型獣の錯誤捕獲は、単独で対処せず必ず仲間や役場等に連絡！

Ⅱ. 令和6年度事故発生報告件数

* 令和6年4月～令和7年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
死 亡	21	14	13	9	10
傷 害	299	244	261	261	234
合 計	320	258	274	270	244

2. 他損事故

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
銃 器 死 亡	1	0	1	0	0
銃 器 傷 害	5	3	2	3	2
そ の 他 死 亡	0	0	0	0	0
そ の 他 傷 害	13	11	8	5	8
合 計	19	14	11	8	10

3. 自損事故

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
銃 器 死 亡	2	1	0	2	1
銃 器 傷 害	5	8	4	5	7
そ の 他 死 亡	8	19	14	10	9
そ の 他 傷 害	334	273	226	246	217
合 計	349	301	244	263	234
(その他死亡の内 病死者)	(4)	(10)	(7)	(5)	(3)

Ⅲ. 令和6年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	誤認・誤射	1	0	1	0	0
	矢先の安全不確認	0	0	0	0	0
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	1	0	0

②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	誤認・誤射	2	0	0	2	2
	矢先の安全不確認	1	0	1	0	0
	跳 弾	0	1	1	0	0
	暴 発	2	2	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	1	0
	合 計	5	3	2	3	2

③他損事故の原因・年令・経験別

事 故 原 因	区分		構成員の年令						狩猟経験						被害者		
	死 亡	傷 害	40才以下	41才 ～ 50才	51才 ～ 60才	61才 ～ 70才	71才以上	不 詳	5年未満	5 ～ 10年	11 ～ 20年	21年以上	不 詳	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射		2	1				1				1	1		2	1	1	
矢先の安全不確認														0			
暴 発														0			
跳 弾														0			
猟 犬		2				1	1					2		2	1	1	
ワ ナ		1			1							1		1		1	
そ の 他		5				2	3			1		4		5		5	
合 計	0	10	1	0	1	3	5	0	0	1	1	8	0	10	2	8	0

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	暴 発	2	2	5	1	6
	跳 弾	1	0	0	0	0
	発砲の衝撃音	1	0	1	0	0
	そ の 他	5	2	1	1	2
	合 計	9	4	7	2	8

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	転倒、転落等	143	110	112	117	105
	獲物の襲撃	72	68	74	88	72
	その他不注意	50	42	47	41	34
	猟犬・ダニ等	13	13	17	7	9
	(病 死)	10	7	5	4	3
	そ の 他	4	0	1	2	3
	合 計	292	240	256	259	226

③獲物等の襲撃による事故（獣別）

獲物別襲撃事故	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	イノシシ	51	44	49	65	57
	シ カ	7	6	8	8	10
	ク マ	13	12	10	10	7
	そ の 他	1	6	7	5	3
	合 計	72	68	74	88	77

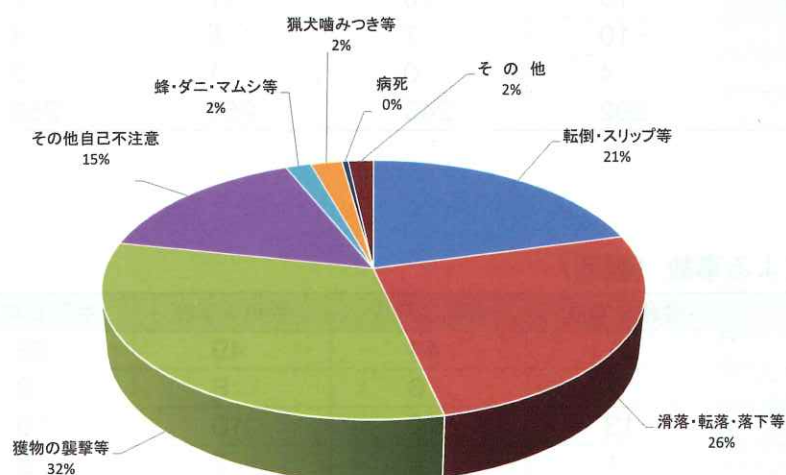
④銃器による自損事故の原因・年令・経験別

	程 度		構成員年令					狩猟経験					計
	死 亡	傷 害	40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
事 故 原 因													
暴 発	1	5		1			5	1	1		3	1	6
跳 弾													0
発砲の衝撃音													0
射 撃													0
そ の 他		2	1	1				1	1				2
合 計	1	7	1	2	0	0	5	2	2	0	3	1	8

⑤銃器以外の自損事故の原因・年令・経験別

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
転倒・スリップ等		47	2	4	4	11	26	6	10	10	20	1	47
滑落・転落・落下等	4	54	4	5	5	7	37	8	6	12	28	4	58
獲物の襲撃等	1	71	4	3	6	12	47	6	18	8	36	4	72
その他自己不注意		35	2	4	5	5	19	5	8	5	16	1	35
蜂・ダニ・マムシ等		4			1	1	2	1	1		1	1	4
猟犬噛みつき等		5			3		2	1	1		3		5
病死	1					1			1				1
その他	3	1					4				4		4
合計	9	217	12	16	24	37	137	27	45	35	108	11	226

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不詳	
イノシシ		57	4	2	4	12	35	4	14	5	31	3	57
シカ	1	7			1		7	1	1	1	4	1	8
クマ		7		1		1	5		3	1	3		7
その他		5			1	1	3	1	1	1	2		5
計	1	76	4	3	6	14	50	6	19	8	40	4	77

IV. 令和6年度発生事故の事例

(1) 銃器関連 他損死亡事故 該当無し

(2) 銃器関連 他損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故概要
1	R6.5	14:00	35	13	有害	猪	誤射	有害駆除作業中、発砲した銃弾が跳弾し、駆除メンバーの腕に被弾したもの
2	R6.12	9:25	77	30	有害	カラス	誤射	カラスを追いつつながら方向を変えた際に躓き、道路に散弾銃が発射され反射した弾が被害者に当たった

(3) 銃器以外 他損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R6.5	17:20	74	50	有害	猪	猪逆襲	わなにかかった猪がワイヤーを切って逃げ出し、付近で畑作業をしていた被害者に襲い掛かり、指にかみつくなどして負傷させたもの
2	R6.9	6:45	69	10	有害	猪	猪逆襲	くくりわなにかかった猪が、爪を引きちぎって付近を歩いていた被害者に襲い掛かったと思われる
3	R7.1	14:15	73	52	狩猟	猪	犬噛みつき	猪の出現付近から離れない猟犬を、被害者がリードにつなごうとしたところ、噛みつかれて負傷したもの
4	R7.2	11:15	62	32	狩猟	キジ	猪逆襲	仕留め損ねた猪が逃走して民家に向かい、人にかみつくなどしたと思われるもの
5	R7.2	4:00	57	27	有害	猪	錯誤捕獲	猪用のくくりわなに、誤って被害者がかかり負傷したもの

(4) 銃器関連 自損死亡事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R6.10	昼頃	71	49	有害	鹿	銃暴発	足を滑らせて銃が暴発、顎下から頭部へ被弾したと思われる

(5) 銃器関連 自損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年令	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R6.8	7:30	73	45	有害	鹿	銃暴発	脱砲するために、車内に置いてあった銃を車外から手繰り寄せていた所銃が暴発し、手を負傷したもの
2	R6.12	12:10	75	40	狩猟	キジ	銃暴発	車から降りて弾を装填した際に、何かの衝撃で銃が暴発し、手術で足を切断する程のけがを負った。
3	R7.1	16:00	37	6	狩猟	ヒヨドリ	誤射	獲物に銃口を向けようと銃を取りまわした際に、自分の方に銃口を向けるような動きになってしまい、引き金に手がかって被弾したもの
4	R6.11	10:00	49	8	狩猟	熊	銃暴発	獲物のいる近くで弾を装填し安全子はずしたところ、異音が生じて銃が暴発、指を負傷したもの

(6) 銃器以外 自損死亡事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R6.5	12:00	35	1	有害	鹿	滑落	有害捕獲中に崖から落ち死亡
2	R6.5	8:55	74	3	有害	鹿	滑落	くくりわなにかかった鹿を捕獲作業中に斜面から滑落、その際にワイヤーが首に巻き付き死亡
3	R6.9	10:00	82	7	有害	鹿	鹿逆襲	止め差しをしようとした所、鹿に逆襲を受け、逃げようとして足を踏み外して8m下へ転落し死亡
4	R6.11	11:46	78	50	狩猟	鹿・猪	疾病	グループ猟中に無線での反応がなくなり、捜索したところ倒れているのが発見された
5	R6.12	12:00	92	12	狩猟	ハクビシン	転落	わなの見回り中、踏んだ石と共に4m下の道路脇側溝に転倒・転落したと思われる
6	R6.12	11:00	78	35	狩猟	鴨	溺死	鴨猟中に連絡が取れなくなり、付近を捜索したところ下流にて浮いているのが発見された
7	R6.11	16:00	82	55	狩猟		疾病	わなを仕掛けるために山に入り、倒れて死亡しているのが発見された
8	R7.2	10:30	80	45	狩猟		滑落	山にて狩猟中に滑落して死亡
9	R7.3	18:00	62	5	有害	猪	病死	止め差し準備を行っていた所、意識を失いその場に倒れ、その後病院へ搬送されたが死亡が確認された

(7) 銃器以外 自損傷害事故

番号	事故発生月	発生時刻	年齢	経験	猟種類	獲物	事故原因	事故内容
1	R6.6	13:30	73	8	有害	猪	猪逆襲	わなにかかった猪が根付けの木を根こそぎ引き抜いて襲い掛かってきたため、負傷したもの
2	R6.7	11:00	53	30	有害		カモシカ逆襲	錯誤捕獲された鹿を放獣中、暴れたカモシカに手首を角で刺されて負傷したもの
3	R6.6	6:20	77	50	有害	熊	熊逆襲	わなに熊がかかっており、近づいたところ引っ掻かれるなどして負傷したもの
4	R6.9	13:30	83	56	有害	鹿	鹿逆襲	血抜きをするため脳震盪を起こさせて止め差ししようとした所、息を吹き返し角で突かれて負傷したもの
5	R6.10	11:00	72	6	有害	猪	猪逆襲	わなにかかった猪のあしがちぎれてそのまま突進され、負傷したもの
6	R6.11	14:00	75	53	狩猟	猪	自己不注意	箱わなに餌を入れていた際に扉が落下し、挟まれて指を負傷したもの
7	R6.11	11:00	48	6	狩猟	猪	滑落	猟場を移動中に足元がぬかるんでいて、足を滑らせて3～4m程滑落し負傷したもの
8	R6.12	11:30	57	8	狩猟		自己不注意	巻き狩り中に山中を歩行中、躓いて足をひねり負傷したもの
9	R6.10	12:00	74	39	狩猟		転落	猟中に足元が崩れて2～3m転落し負傷したもの
10	R7.3	10:00	85	65	狩猟	猪	犬噛みつき	くくりわなにかかった野犬のワイヤーをはずす際に噛まれて負傷したもの

猟銃の事故は、引き続き**暴発**を原因とする事故が発生しました。

特に「脱包の確認」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

また、平成29年度から、大日本猟友会構成員は、**大粒散弾の使用禁止**の措置を実施しています。

シカ・イノシシ猟の際には、必ずライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、**獲物と矢先を十分確認**した上で発砲してください！

狩猟事故共済普通保険約款

第1条(趣旨)

- 1 この保険は、一般社団法人大日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の構成員の相互扶助の理念に即し、構成員の生活の安定と福祉の増進のため、狩猟事故による損害に備えるものである。
- 2 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって被保険者が金銭的利益を得るような共済は行わない。

第2条(用語の定義)

本約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

(1) 会員

本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体

(2) 構成員

本会の会員である都道府県狩猟団体に属し、当団体を通じ本会の定める構成員納入金(本保険掛金を含む。)を納入した者

(3) 被保険者

本保険の補償の対象となる者をいい、保険契約者のことを指す。

(4) 保険期間

本会が保険責任を負う期間をいい、保険期間の詳細は第3条に定める。

(5) 狩猟行為

次に掲げる行為をいう。

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟期間中に行う法定猟法による狩猟鳥獣の捕獲等の行為

イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣の捕獲等の行為

ウ 指定管理鳥獣捕獲等事業として実施する指定管理鳥獣の捕獲等の行為

(6) 狩猟行為中

前号に掲げる狩猟行為を行っている間で、猟場(狩猟を行うとする場所)に足を踏み入れてから猟場を離れるまでを指し、猟場での獲物の運搬・解体並びにわな猟・網猟の場合のわな・網の設置及び設置後の見回り時を含み、猟場以外での交通乗用具利用時は含まない。また、前号イ及びウに掲げる行為に限り、関係行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」を含む。

(7) 狩猟者登録

法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること

(8) 審査委員会

本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会

第3条(保険期間)

- 1 保険期間は、被保険者が狩猟免許の交付を受けた都道府県ごとに、次の1年間とする。

(1) 北海道 10月1日から翌年の9月30日まで

(2) 青森県、秋田県及び山形県 11月1日から翌年の10月31日まで

(3) その他の都府県 11月15日から翌年の11月14日まで

- 2 特例として、新規保険加入者に限り、次の期間に起きた事故についても本保険の給付対象とする。

(1) 他の都道府県に狩猟登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

(2) 放鳥獣猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)において、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

(3) 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間より前に始期を設定した都道府県に狩猟者登録を行い、第1項の期間より前の狩猟期間に狩猟行為を行う場合

第4条(保険金の支払事由)

1 他損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は銃刀法に基づく指定射撃場(以下、「指定射撃場」という。)における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬及び被保険者が設置したわな等にかかった動物による咬刺傷等を含む。)において、もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。ただし、公務員又はそれに準じる者であって、公務として従事する狩猟行為中の事故については、法令等に基づいて国又は地方公共団体から賠償又は補償が行われた場合は、保険金の全部又は一部を支給しない。(以下、この条について同じ。)

2 自損事故保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の事故(第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者が飼育・使用する猟犬、野生鳥獣、わな等にかかった動物及びマムシ・スズメバチ等の有毒生物による咬刺傷等を含む。)もしくは第1種銃猟構成員である被保険者については、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故により、被保険者自身の生命又は身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

3 狩猟行為関連疾病死亡保険金

被保険者が狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症し30日以内に死亡したとき、あるいは、狩猟行為中の受傷や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(ただし、捕獲した野生鳥獣を食したことに起因する感染症等は含まない。)により発症から180日以内に死亡したときは、本約款に定める基準に従って保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額・他損事故保険金)

1 他損事故による死亡

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、被害者が死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

2 他損事故による傷害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。

3 他損事故による後遺障害

被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を、前項で算定した金額に付加して給付する。

4 被害者が親族の場合の事故

前3項の規定にかかわらず、被害者が被保険者と同居及び家計を共にする親族の場合には、第6条第1項から第3項の自損事故保険金として定める基準により算定した損害額を保険金として給付する。

5 係争等にかかる弁護士費用

第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に加算することができる。

6 支払保険金の限度額

第1項から第3項及び第5項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに合算して4,000万円を限度とする。第4項の給付の場合には、傷害を受けた者1名ごとに合算して300万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額・自損事故保険金)

1 自損事故による死亡

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、事故のあった

日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その傷害が原因で通算7日以上通院又は入院したときは、180日を限度として、その日数(ただし、傷害を被った部位及びその症状に応じて別表2に定める日数を限度とする。)に1日につき3,000円(ただし、整骨院、接骨院、鍼灸院等への通院については1日につき1,500円)を乗じて算定した金額を保険金として給付する。

3 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項の傷害を受け、その直接の結果として後遺症を残したときは、別表3に定める区分に従って保険金を給付する。

4 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき合算して300万円を限度とする。

5 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被ったとき既に存在していた身体の障害又は疾病の影響により、もしくは、同項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した身体の障害又は疾病の影響により傷害が重大となった場合には、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、もしくは被保険者又は保険金を受け取る者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額・狩猟行為関連疾病死亡保険金)

被保険者が第4条第3項に定める疾病により死亡したときは、次の金額を保険金として給付する。

- (1) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中に発症した持病等に起因する疾病により30日以内に死亡したとき 20万円
- (2) 狩猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中の受傷等や野生鳥獣との接触等に起因する疾病(捕獲した野生鳥獣を食したことに起因するものは除く。)により180日以内に死亡したとき 100万円

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟行為に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者の飼育・使用する猟犬の咬傷等による事故のうち、当該猟犬による事故に関し過去に保険金の給付を行っているもの

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 1 本会で保険金を支払う第4条第1項の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算定した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。

- 2 第1項に定める支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算定した金額を本会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度とする。

第10条(保険料の払込方法等)

当保険の申込については、本会の構成員が、都道府県狩猟団体を通じて現金の一括払いにより構成員納入金を払い込むことにより、当保険の保険料を払い込んだものとする。保険料を払い込んだ構成員には、保険契約者証等を交付する

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、被保険者又は保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

被保険者が保険金を不法に取得する目的又は他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書又は告知書において本会が告知事項として質問した事項については、被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

被保険者は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、所属する都道府県狩猟団体を通じて、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 住所又は通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

- 1 被保険者が第13条の規定により本会が告知を求めた事項について故意又は重大な過失により事実を告げなかった場合、あるいは、事実でないことを告げた場合には、本会は将来に向かって保険契約を解除することができる。
- 2 この場合、本会は保険金の支払事由が生じた後でも保険契約を解除することができ、保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていた場合には、その全額の返還を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかった場合には、保険金を支払う。
- 4 保険契約の解除は、被保険者に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

- 本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。
- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていた場合又は過失により知らなかった場合
 - (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。)が、保険契約者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げた場合
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないこと又は事実でないことの告知をすることを勧めた場合
 - (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過した場合
 - (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続した場合

第17条(重大事由による解除)

- 1 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向けて解除することができる。
- (1) 被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
- (2) 保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合

(3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に定める事由と同等の重大な事由があった場合

2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、前項各号の事由の発生時以後に支払事由が生じていた場合には保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができる。

3 本条による解除は、被保険者に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

被保険者は、都道府県狩猟団体を通じて構成員納入金を納入したときにこの保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときはこの限りでない。

第19条(保険契約の解約)

被保険者は、次の各号に該当する場合には、所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができる。

(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2) 狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻)

前条の規定により保険契約を解約した場合には、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止しこれを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠った場合には、本会は保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

1 被保険者又はその遺族は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県狩猟団体の長を経由して、事故発生概況報告書を提出しなければならない。ただし、被保険者の事故による重度の受傷等により提出が著しく困難である場合はその限りではない。

2 被保険者又はその遺族が正当な理由なく前項の報告を怠った場合は、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

1 被保険者又はその遺族が保険金を請求する場合には、事故発生後1ヶ年以内に、別表4に定める書類及び本会が必要に応じて求めるその他の書類を提出しなければならない。

2 被保険者が意識不明等により請求することができない場合には、その成年後見人からの請求により成年後見人に保険金を支払うことができる。成年後見人からの請求が困難な場合には、その遺族に当たる全員が連署した書面により選任した代表者が請求できるものとし、この場合、別表4に定める書類のほか、本会が必要に応じて求める書類を提出しなければならない。

3 被保険者に本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合の他損事故保険金の請求については、当該損害保険会社から必要書類を添付の上請求することができるものとする。

第24条(保険金の支払時期等)

1 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で共済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から原則として90日以内に、被保険者、その遺族、遺族の代表者又は成年後見人(以下、「被保険者等」という。)の指定する預貯金口座への振込みにより保険金を支払う。

2 前項の裁定をするため特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、確認が必要な事項及びその裁定を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとする。

3 前項の照会又は調査に際し、被保険者等が正当な理由なく当該確認を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅

延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

4 前条第3項の損害保険会社による請求によらず、被保険者自らの請求による他損事故保険金を被保険者に支払う場合には、当該被保険者の被害者に対する事故賠償金の支払いを確認した上でこれを行うものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

1 本会は、被保険者に対して、保険期間満了日までに更新前契約の満了及び更新について通知する。

2 被保険者は、契約を更新しない場合又は契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間満了日までに本会へ通知しなければならない。

3 被保険者から前項の通知がなく更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合には、保険期間満了日の翌日を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定及び保険料率を適用する。

5 本条の規定により保険契約を更新したときは、被保険者に対して保険契約者証等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額又は減額等)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て次の変更を行うことがある。

(1) 保険料を増額し又は保険金額を減額すること

(2) 保険契約の更新を行わないこと

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了日の2ヶ月前までに被保険者に通知する。

第28条(保険金の減額等)

1 第4条第1項に定める他損事故の被害者が第1種又は第2種銃猟構成員である際に、銃猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において当該被害者に本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった順守義務違反が認められる場合には、第8条の事由に該当しない場合であっても、審査委員会の裁定により支払うべき保険金の額の5%の額を上限として減額することができる。

2 第4条第1項又は第2項の事故の際に、第1種又は第2種銃猟構成員である被保険者に次の順守義務違反が認められる場合は、別表5により、被保険者又は保険金請求者である損害保険会社に支払うべき保険金の減額、もしくは、被保険者に対して被害者に支払うべき事故賠償金の一部に相当する本人負担金の請求をすることができる。

(1) 銃猟行為中又は指定射撃場における射撃練習中において、本会の安全狩猟ベスト・帽子の双方又は一方を着用していなかった場合

(2) 銃猟行為中に、大粒散弾(6粒～15粒/弾)を使用した場合

第29条(保険期間中の保険料の増額又は保険金の削減)

1 本会は、その業務又は財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間中において、行政庁の認可を得て保険料を増額又は保険金額を減額する変更を行うことがある。

2 前項に定める契約条件の変更を行う場合には、その内容に関して特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可取得後直ちに、その対象となる被保険者に通知する。

3 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の認可を得てこれを定め、この普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1 保険金の裁定に不服のある被保険者等は、裁定通知を受けた日から30日以内に本会に対し異議の申し立てを行い、再審査を請求することができる。

2 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば再度保険金の給付の有無及びその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

被保険者等は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に保険金の請求をしなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り保険金を請求することができるものとし、3年を経過した場合には保険金を請求する権利を失い、本会は保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

被保険者等は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

- 1 被保険者が第6条の事故又は第7条の疾病により死亡したときは、保険金はその遺族が請求しかつ受領する。
- 2 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

- 1 被保険者等は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
- 2 前項の規定に違反しこれを譲り渡し又は担保に供しても、これをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(被保険者相互の事故)

被保険者相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者又はその代理人である損害保険会社のみが保険金を請求することができるものとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によるものとする。

附 則(令和元年6月18日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和元年8月23日)

この変更約款は、令和元年9月15日から適用する。

附 則(令和5年8月21日)

この変更約款は、令和5年10月1日から適用する。

■別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの	4,000万円
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
	5 両上肢を肘関節以上で失ったもの	
	6 両上肢の用を全廃したもの	
	7 両下肢を膝関節以上で失ったもの	
	8 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	3,552万円
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	5 両上肢を手関節以上で失ったもの	
	6 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	3,134万円
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	5 両手の手指の全部を失ったもの	
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの	2,746万円
	2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢を肘関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を膝関節以上で失ったもの	
	6 両手の手指の全部の用を廃したもの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	

第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	2,358万円
	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	4 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	5 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	6 1上肢の用を全廃したもの	
	7 1下肢の用を全廃したもの	
	8 両足の足指の全部を失ったもの	
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	2,000万円
	2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1,672万円
	2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
	6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの	1,344万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1上肢に仮関節を残すもの	
	9 1下肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	1,044万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 外貌に相当な醜状を残すもの	
	17 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	806万円
	2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	

第10級	5	1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	806万円
	6	1 手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの	
	7	1 手の拇指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8	1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
	9	1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
	10	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	11	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	598万円
	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3	1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	4	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
第12級	6	1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	418万円
	7	脊柱に奇形を残すもの	
	8	1 手のなか指又はくすり指を失ったもの	
	9	1 手の示指の用を廃したもの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したもの	
	10	1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	11	胸腹部臓器に障害を残すもの	
第13級	12	1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	268万円
	13	1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	7	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4	1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	5	鎖骨、肋骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6	1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
第14級	7	1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	150万円
	8	長管骨に奇形を残すもの	
	9	1 手のなか指又はくすり指の用を廃したもの	
	10	1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11	1 足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの	
	12	局部に頑固な神経症状を残すもの	
第15級	13	1 外観に醜状を残すもの	268万円
	1	1 眼の視力が0.6以下になったもの	
	2	1 眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5	1 手の小指を失ったもの	

第13級	6	1 手の拇指の指骨の一部を失ったもの	268万円
	7	1 手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8	1 手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
	10	1 足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11	1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指を廃したもの	
第14級	1	1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3	1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	
	4	上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	5	下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6	1 手の小指の用を廃したもの	
第15級	7	1 手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	150万円
	8	1 手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9	1 足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したもの	
	10	局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう。
- 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節(第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に應ずる共済金額から既にあった障害の等級に應ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

■別表2 部位症状別給付限度日数(自損)

		部 位 (単位:日)											
		頭 部	顔 面 部				頭 部	胸部、腹部、背部、腰部 又は臀部		上 肢		下 肢	
			眼、耳、 歯牙を除く 顔面部	眼	耳	歯 牙		胸部部 (含、肋骨・肋 骨・肩甲骨)	背部・腰部・ 臀部 (含、腸骨)	手指を 除く上肢	手 指	足指を 除く下肢	足 指
症 状	打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、 筋・腱の不全断裂	11	21	21	11	—	11	11	11	11	11	11	11
	挫創又は挫減創 (含、動物による咬傷)	21	21	—	21	—	21	21	21	21	21	21	21
	骨折又は脱臼	90	32	—	—	—	90	32	90	53	32	63	53
	欠損又は切断	—	32	—	21	11	—	—	—	90	32	105	45
	筋又は腱の断裂(完全に切断され た状態)	—	—	—	—	—	—	—	53	32	53	21	21
	神経(脊髄を除く)の損傷又は 断裂	180	63	90	—	—	105	—	105	53	32	53	21
	脊髄の損傷又は断裂	—	—	—	—	—	180	—	180	—	—	—	—
	頭蓋内の内出血又は血腫 もしくは眼球の内出血又は血腫	90	—	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臓器の損傷又は破裂もしくは 鼓膜、眼球の損傷又は破裂	—	—	45	21	—	—	90	—	—	—	—	—

(注1)表中の各症状に該当しない傷害又は治療の実態と著しく乖離している日数については、審査委員会で個別案件ごとに検討する。

(注2)同一事故により複数の傷害を負った場合は、最も多い日数に該当する症状及び部位を適用する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額 (万円)
1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5. 外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cm癬痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6. 脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい変形又は著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に変形を残すとき	45
(4) 椎骨の圧迫骨折により脊柱に変形を残すとき	15
7. 腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	180
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	150
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	105
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	15
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	15
8. 手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10. その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11. 上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、又は身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必 要 書 類
他損害事故保険金	[被保険者が請求する場合] ・ 保険金請求書 ・ 医師診断書 ・ 被害者の診療明細書 ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書類 ・ 被害者が死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・ 事故の状況を証する写真 [損害保険会社が請求する場合] ・ 別途定める保険金請求書及び添付書類
自損事故保険金	・ 保険金請求書 ・ 医師診断書(原則として通院又は入院の通算日数が30日を超える場合に限る。) ・ 病院等が発行する通院又は入院に関する証明書又は医療費支払いに関する領収証等の写し ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の事故証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の事故の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る事故の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による事故の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書及び死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・ 猟犬の咬傷等による場合は、当該猟犬の登録証明書又は鑑札の写し ・ 事故の状況を証する写真
狩猟行為関連疾病死亡保険金	・ 保険金請求書 ・ 死亡診断書(疾病と死亡との関係を明らかにするもの) ・ 死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・ 所属都道府県狩猟団体の長及び支部長の証明書 ・ 狩猟行為中の事故の場合は、狩猟者登録証の写し ・ 鳥獣捕獲行為中の場合は、「捕獲許可証」又は「従事者証」の写し ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の場合は、「捕獲従事者であることを証する書類」の写し ・ 猟銃による狩猟行為中の場合は、「銃の所持許可証」の写し ・ 疾病発症や動物による咬傷等の状況を証する写真

■別表5 保険金から減額する又は請求できる本人負担金の金額

順守義務違反の内容	減額又は請求できる金額
大日本猟友会安全狩猟ベスト・帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、自損事故の場合は10万円、他損事故の場合は200万円を限度とする。)
上記帽子を着用し、ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の70%(同上)
上記ベストを着用し、帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額の30%
大粒散弾を使用した場合	支払うべき保険金額に10%を乗じて得た金額(ただし、他損事故の場合は200万円を限度とする。)

重要事項説明書

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中(射撃練習を含む。以下同じ)の事故(第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ)において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故> 被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の「見切り」(下見)は、狩猟行為中とは見なされません。(但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは見なされず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡> 被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故(鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。)

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷(当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。)による事故

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期(都道府県により同一ではありません。)を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、もしくは1,500円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円(持病等による場合)、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一括払(構成員納入金に含まれています。)となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1)加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2)加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1)保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2)④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2)重大事由による解除

以下の①~③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取る目的又は他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

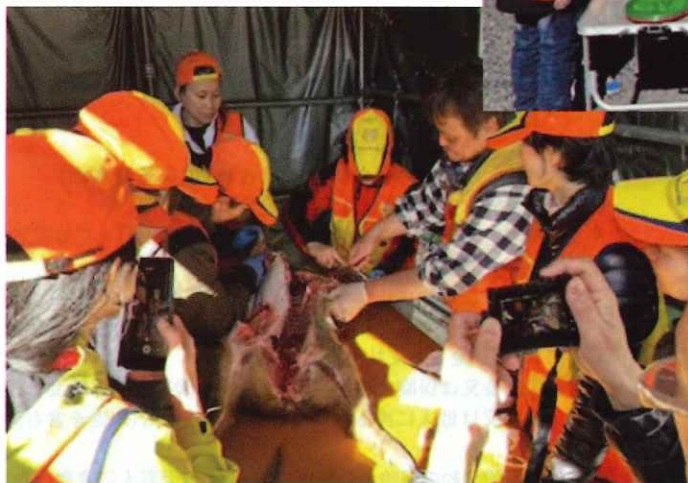
本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。

県猟からの報告

滋賀県猟友会 女性部誕生！

滋賀県猟友会では、これからの狩猟人口の増加や、活動の活性化をめざし女性部を立ち上げました。

日頃は、各支部での活動が主となりますが、イノシシや鹿の解体作業をはじめ、射撃指導員を迎え、女性部射撃練習会を実施しました。



今後も活動の場を広げ、会員の増加に向け狩猟の楽しさや広報活動も期待するところです。

解体作業では、いろいろな方法を披露し、技術の向上を目指しました。作業後は、仲間との交流を深めるため、解体肉の試食会を行い、若い世代や経験豊富な先輩たちとともに、これからますます活躍すべく、狩猟の楽しさや有害駆除の意義について語りました。

また、地域のイベントにも積極的に参加し、滋賀県の伝統的な郷土食“鮒ずし”とジビエをコラボしたピザや、猪肉をブラジル肉料理シュラスコ風に調理した料理を紹介し、子どもたちにも好評でした。地域のみなさんに、狩猟のイメージ、生態系の管理や自然環境に必要な有害駆除などを理解していただく活動の一つです。



鳥獣被害対策総合補償制度をご存じですか？

2023年6月、大日本猟友会と東京海上日動は、**鳥獣被害対策総合補償制度**を共同開発致しました。



この制度は、**自治体が保険料負担者**となり、**猟友会員の捕獲事業従事中のリスクを包括的に補償する商品**です。

ポイント①

一般的なハンター保険では補償対象外となる、**わなの使用に起因する事故**も補償対象です。

ポイント②

一般的なハンター保険では補償対象外となる、**団体(猟友会組織、市町村等)が法律上の損害賠償責任を負った場合**も補償対象です。

ポイント③

賠償責任を伴う緊急銃猟中(※)の事故についても補償対象です。

大日本猟友会としても、各自治体が事業主体である有害捕獲事業中の補償については、本制度をご活用頂くことを強く推奨しており、現在多くの自治体の本制度に加入しています。

まずは以下連絡先までお気軽にお問合せください。

東京海上日動あるいは代理店からご連絡いたします。

(※) 賠償責任を伴わない緊急銃猟中の事故を補償する商品については、以下にお問合せください。



パンフレット等は以下HPからダウンロード可能です。

<https://www.web-tac.co.jp/hunters/>

【お問い合わせ先】

東京海上日動火災保険株式会社公務第一部公務第二課

Tel : 03-3515-4124 Email : hunter.tmnf@tmnf.jp

鳥獣被害対策総合補償制度担当 宛

令和7年度 日猟会報 (通巻第51号)

発行日 令和7年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています

*本紙記事・写真等の無断掲載・引用を禁じます

銃猟は安全最優先

足場の確認

矢先の確認

獲物の確認

脱包の確認

ベスト・帽子の着用

大粒散弾の使用禁止

空薬きょうの回収

**くくりわな猟は
特に注意!**

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

安全狩猟は猟友会の基本!

**イノシシ等の逆襲注意
錯誤捕獲の防止**